

平成24年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成24年11月30日(第1日)

招集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 阿部 司君 3番 池谷 弘君
4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君
6番 渡辺 悦郎君 7番 米山 千晴君
8番 湯山 鉄夫君 9番 梶 繁美君
10番 池谷 洋子君 11番 込山 恒広君
12番 鷹嶋 邦彦君 13番 真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	こ ども 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君
会議録署名議員 12番 鷹嶋 邦彦君 1番 阿部 司君
散 会 午後1時30分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第55号 財産の取得について(無線放送施設購入)
- 日程第8 議案第56号 町有地の処分について
- 日程第9 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第19 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について

(追加日程)

- | | | |
|--------|--------|---|
| 追加日程第1 | | 町長提案説明 |
| 追加日程第2 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について「平成24年度 町単工事 町道2076号線
道路改良舗装工事」 |
| 追加日程第3 | 発議第6号 | 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意
見書 |

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成24年第6回小山町議会12月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

ここで報告します。都市整備課長は公務のために、上下水道課長は諸般の事情のために、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 鷹嶋邦彦君、1番 阿部司君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月13日までの14日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第6号から議案第72号までの21議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成24年第6回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、承認1件、同意2件、財産の取得1件、町有地の処分1件、条例の制定4件、改正5件、補正予算5件、指定管理者の指定2件の、合計21件であります。

はじめに、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これは、今月16日に衆議院が解散したことから、12月16日に選挙が行われることになったため、その選挙費用について補正するもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、予算の総額を82億7,306万7,000円としたことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意第4号及び第5号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本年11月30日で2人の委員の任期満了に伴い、本年12月1日から平成28年11月30日までの4年間を任期とする委員2人の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第55号 財産の取得についてであります。

本件は、昭和61年度に整備いたしました小山町防災行政無線の移動系無線設備をデジタル方式に更新するため、無線放送施設の購入をするもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 町有地の処分についてであります。

本件は、竹之下地先の町有地を小山町足柄林業組合に払い下げるものであります。

次に、議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、管理不十分な空き家の所有者等に対して、適正な管理を行うように求める規定がありませんので、新たな条例を制定し、空き家の所有者等に対し、適切な管理を求めるものであります。

次に、議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定についてであります。

本案は、町制施行100周年を記念して実施する金時公園、豊門公園等の整備事業のため、寄附金の一部を基金として積み立て、維持管理する必要があることから、当条例を制定するものであります。

次に、議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を受けて、平成24年度中に条例の制定をするものであります。

次に、議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例につい

てであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部改正を受けて、平成24年度中に条例の制定をするものであります。

次に、議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員に支給している住居手当の内、持ち家に対する住居手当を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第8次小山町行政改革大綱に基づき、行財政の再構築に取り組んでおりますが、同大綱に掲げられた「定期的な使用料・手数料等の見直し」について検討し、改正するものであり、小山町行財政改革審議会からの答申を尊重し、施設使用料について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、地域の振興を図ることを目的として設置されている道の駅「ふじおやま」地域振興センターの施設名称及び文言の整理を行うものであります。

次に、議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に合わせ、条例の構成、文言の整理を行うものであります。

次に、議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、いこいの家の利便性を更に向上させるために、休館日を改め、条例構成の見直し、文言の整理等を行うものであります。

次に、議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

現時点における決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億4,257万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を84億1,564万3,000円とするものであります。

また、併せて債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第67号から議案第70号までは、4つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億403万3,000円を追加し、歳入歳出総額を20億2,759万6,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の補正に伴うものであります。

また、併せて債務負担行為の補正をするものであります。

次に、議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の補正に伴うものであります。

次に、議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資産減耗費の増額及び人件費の補正に伴うものであります。

次に、議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定についてであります。

指定管理者を株式会社ふじおやまに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号 小山町町民いきいの家の指定管理者の指定についてであります。

指定管理者を足柄サービス合同会社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

各議案の審議に際し、人事案件については私から説明を、その他の議案につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、債務負担行為の補正と人件費のみの補正予算、議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については人件費のみの補正予算でありますので、補足説明を省略いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（真田 勝君） 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成24年度小山町一般会計におきまして、早急に補正予算を組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度小山町一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出の総額を82億7,306万7,000円としたものであります。

はじめに、歳入について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

15款3項1目総務費委託金を910万円増額しますのは、国から衆議院議員選挙事務のための委託金を受けるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

2款4項3目衆議院議員選挙費の内、説明欄(2)衆議院議員選挙費を910万円増額しますのは、11月16日に衆議院議会が解散され、12月16日に選挙が執り行われることとなったため、選挙事務従事者の時間外手当や国民審査用識別機等の選挙用事務備品購入費等に要する経費を計上するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(真田 勝君) 日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員は、6人の委員をもって組織し、運営をしております。この内、吉岡道隆さん及び戸枝 浩さんのお二人が11月30日をもって委員としての任期が満了となります。

お二人は平成20年12月1日、教育委員に就任され、4年間教育委員として、また戸枝 浩さんは教育長として、町の教育行政の推進に御尽力をいただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げます。

お二人の後任を、同意第4号及び同意第5号でそれぞれ議会の同意を求めるものであります。後任として、小山町菅沼935番地の6にお住まいの山口今朝治さんを教育委員に任命したく、お願いするものであります。

山口今朝治さんは、30年間神奈川県内で教職に携われ、定年退職後に5年間、神奈川県足柄上郡教育事務所に勤務されておりました。現在は民生委員・児童委員を務められております。地域の信望も厚く、人格が高潔で教育、学術及び文化について高い識見を有しておられますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は本年12月1日から平成28年11月30日までであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第6 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（真田 勝君） 日程第6 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

先ほどの同意第4号と同じく、11月30日をもって任期が満了となります委員の後任といたしまして、小山町吉久保708番地にお住まいの天野文子さんを教育委員に任命いたしたく、お願いするものであります。

天野文子さんは、昭和45年4月から平成22年3月までの40年間、御殿場市内及び小山町内の学校に勤務されました。この間、平成11年度から4年間、御殿場市教育委員会学校教育課参事として教育行政に携われ、御殿場小学校長を最後に定年退職され、その後、御殿場市教育委員会社会教育課に社会教育指導員として勤務されておりました。

地域の信望も厚く、人格が高潔で、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年12月1日から平成28年11月30日までであります。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第7 議案第55号 財産の取得について（無線放送施設購入）

○議長（真田 勝君） 日程第7 議案第55号 財産の取得について（無線放送施設購入）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第55号 財産の取得についてであります。

本案は、平成24・25年度東富士演習場周辺民生安定施設整備事業による無線放送施設の購入で、2か年の継続事業であります。

事業の概要は、昭和61年度に整備いたしました小山町防災行政無線の移動系無線設備をデジタル方式に変更更新する事業であり、主な機器は無線統制台設備、副統制台設備各1台、半固定型無線装置14台、車載型無線装置50台、携帯型無線装置65台であり、その他にこの無線装置の運用に必要なアンテナ等の整備を実施するものであります。

本事業は、静岡県が平成23年度から事業実施しております260メガヘルツ帯デジタル移動通信システム整備に、県内13市町が参加し、各市町が静岡県と共同整備を実施していくもので、町の通信システムは、県が県庁に整備する統制局を全て介して運用する必要があることから、町の無線の安定稼働を図るには、静岡県の施設整備を受注したメーカーの無線統制台等を使用する必要があります。

そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、静岡県の施設整備を受注しました静岡市の株式会社日立国際電気静岡営業所との1者随意契約といたく、見積を徴収したところ、

1億5,500万円で提出されました。消費税相当額775万円を加え、1億6,275万円で随意契約するものであります。

なお、納期につきましては、平成26年3月25日としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 町有地の処分について

○議長（真田 勝君） 日程第8 議案第56号 町有地の処分についてを議題とします。

本事件に直接の利害関係があることから、地方自治法第117条の規定によって、湯山鉄夫君の退場を求めます。

（湯山鉄夫君退場）

○議長（真田 勝君） 補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第56号 町有地の処分についてであります。

本案は、小山町竹之下字稲子場3675の3他11筆、面積56万6,127.7平方メートルを、払い下げの申し出がありました、小山町足柄林業組合に払い下げるものであります。

当該地は、合併前に足柄村の各地区が所有し、植林と山林撫育を行っていた土地でありましたが、大正15年の村有財産への統一により足柄村に寄附され、その後、合併により小山町が所有権を継承し、町有地となったものであります。

現在、小山町足柄林業組合に貸し付け、同組合員による山林撫育が行われている土地と、一部町の直営地であります。

このように、地区の林業組合等に貸し付けています土地につきましては、平成16年から17年の各地区における賃貸借契約の継続の説明時に併せて、払い下げについても説明を行い、地区への払い下げの促進を行っているところであります。

当該地の払い下げ価格につきましては平成16年度に払い下げをしました新柴桑木林野利用組合と同様の条件となっておりますことから、1平方メートル当たり70円として算出し、総額3,962

万8,939円で払い下げるものであります。

支払いにつきましては、今年度から平成26年度までの3回に分けて納付していただくこととし、売払収入を財政調整基金に積み立てることといたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

湯山鉄夫君の入場を許可します。

（湯山鉄夫君入場）

日程第9 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、近年、高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などの理由により、空き家が目立つようになり、その不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑を受けたりしております。

これまで、本町には管理の不十分な空き家の所有者等に対して、適正な管理を行うように求める規定がありませんでしたので、新たな条例を制定し、空き家の所有者等に対し、適切な管理を求めるものであります。

この条例は、16か条からなっており、第1条から第4条では、目的、用語の定義、民事による解決との関係、所有者等の責務を規定しております。第5条から第8条では、情報提供、実態調査、立入調査、必要な措置についての助言または指導を規定しております。第9条から第12条では、勧告、町の支援、寄附、命令について規定しております。第13条から第16条では、公表、代執行、関連機関への協力依頼、委任について規定しております。

なお、本条例は平成25年4月1日からの施行となります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第10 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例についてであります。

小山町金太郎元気基金条例は、町制施行100周年を記念して実施する後世に残る記念事業のための経費を、維持管理するものとして設けるものであります。

本町は、大正元年8月1日に町制を施行して以来、本年で100周年の節目を迎えることから、町政の更なる躍進を期し、金太郎のように元気のある町の姿を未来へ伝えるため、ふるさと小山を盛り上げるにぎやかなイベントや、後世に残る記念事業としての金時公園や豊門公園等の整備を提示し、町内外の各企業様から協賛金をいただき、現在、町制施行100周年記念事業を実施しております。

今後、金時公園、豊門公園、金太郎にまつわる資源整備等を100周年記念事業として円滑に実施するに当たり、協賛金の一部を基金として積み立て、維持管理する必要があることから、本条例を制定するものであります。

条例は7か条からなっており、第1条は基金の設置、第2条から第3条は基金への積立てと管理の方法を規定し、第4条で運用収益の処理について、第5条で繰替運用について、第6条で積み立てた基金の処分について定めています。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第11 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例についてであります。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の改正により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者に係る資格要件が、「環境省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める資格」と規定されたため、資格要件を定める条例を制定するものであります。

条例の制定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という法の趣旨を鑑み、技術管理者の質が低下しないよう考慮する必要があることから、環境省令と同じ資格基準とするものであります。

条例は2条からなっており、第1条には趣旨、他法令との関係を規定し、第2条で技術管理者に必要な資格基準を規定するものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第12 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例についてであります。

本案は、水道法の一部改正により、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に関しては、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限るとされ、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関しては、政令で定める資格を参酌して地方公共団体の条例で定めると規定されたため、条例を制定するものであります。

条例の制定に当たっては、公衆衛生の向上及び生活環境の改善という法の趣旨に鑑み、水道の布設工事監督者・水道技術管理者の質が低下しないように考慮する必要があることから、現行の水道法施行令と同じ基準とするものであります。

この条例は4か条からなっており、第1条には趣旨、他法令との関係を定め、第2条では水道の布設工事の対象範囲を定めております。第3条で、当該工事の技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準を規定するものであります。第4条で、水道技術管理者に必要な資格基準を規定するものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○**議長（真田 勝君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（真田 勝君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○**議長（真田 勝君）** 日程第13 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○**企画総務部長（小野 巖君）** 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、住居手当の内、持ち家部分について廃止するものです。

住居手当は、職員が負担する家賃若しくは所有する住宅の維持費等を補給するための生活給的な性格を有する手当であり、支給については、借家に係る手当と持ち家に係る手当に分かれております。10月1日現在の支給状況は、借家に係る手当の支給対象者は16名、月額40万2,700円、年

間支出見込額は483万2,400円、持ち家に係る手当の支給対象者は58名、月額17万7,500円、年間支出見込額213万円、住居手当全体では、月額58万200円、年間支出見込額696万2,400円であります。

持ち家に係る住居手当については、国では平成21年に、静岡県では平成22年に廃止しており、県内では既に廃止している市町が多く、近隣市町においても今後は廃止見込みであることから、当町においても廃止することといたしました。

なお、施行年月日につきましては、平成25年1月1日を予定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第14 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についてであります。

本町では、現在、第8次小山町行政改革大綱に基づき、行財政の再構築に取り組んでおりますが、同大綱に掲げられた「定期的な使用料・手数料等の見直し」について検討し、改正するものであります。

施設使用料の改正につきましては、適切な負担のあり方として、受益者負担の原則、共通的な算定方法の確立及び減免基準の見直しの3項目について検討し、施設使用料の改定額は、施設の経常的な管理にかかる経費の明確化に基づき、貸し出し施設と個人利用施設の2つに分けて算出し、これまでどおり利用者の動態や行政コストが集中する時間帯と利用時間を考慮し、近隣市町の類似施設とも比較をしての改正といたしました。

また、算定した金額では、現在の使用料と著しい差が生じる施設があるため、利用者の負担増や値上げによる利用率の低下を招かないように、施設使用料改定率に上限を設定をいたしました。

減免基準の見直しにつきましては、受益者負担の原則に基づき、利用者が施設によって大きく異なることがない基準としてあります。

今回の施設使用料の見直しにつきましては、小山町行財政改革審議会からの答申を尊重し、施設使用料について条例の一部改正を行うものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第15 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、町の地場産業である農業、商業、工業の振興を図ること、並びに一般道路の利用者等に対し、良好な休憩の場、道路情報、地域情報等を提供することにより、都市住民と町民との交流の拡大を推進し、もって地域の振興を図ることを目的として設置され、道の駅「ふじおやま」地域振興センターを更に有効活用していくために、設置施設から地場産品展示室の機能を地域交流ルームに移し、研修室を観光情報発信室に改め、道の駅としての機能の充実を図ることが主なものであります。

それでは、主な内容を条文の順に御説明させていただきます。

お手元の条例改正資料新旧対照表の32ページをお開きください。

第2条の設置は、地場産品展示室、研修室の変更に伴い、号の繰り上げを行い整理するものであります。

次に、第6条の指定管理者による管理は、37ページの第13条に改め、第7条の指定管理者の行う業務については、39ページの第14条に改め、指定管理者が徴収する利用料金制を明確にし、条例の構成について変更するものであります。

次に、34ページの第8条から36ページの第14条は、条の繰り上げを行い、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改め、「施設管理者」と「町長」等の文言の整理を行うものが主なものであります。

40ページの第15条から第17条は、条の繰り下げを行い、文言の整理をし、41ページ第16条に指定管理者の原状回復の義務の1項を加えるものであります。

次に、42ページの別表第1、第2は、地場产品展示室、研修室の変更に伴い、開館時間、休館日等の整理を行うものであります。

44ページの別表第3は、施設の変更等に伴い、地場产品展示室と研修室を削るものであり、45ページの別表第4は、指定管理者が徴収する利用料金制について明確にしたことにより、別表を追加するものでございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第16 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に併せ、条例の構成、文言の整理を行うものであります。

それでは、主な内容を条文の順に御説明をいたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表46ページをお開き願います。

第6条の指定管理者による管理は、51ページの第13条に改め、第7条の指定管理者が行う業務については、51ページの第14条に改め、指定管理者が徴収する利用料金制を明確にし、条例の構成について変更するものであります。

次に、46ページの第8条から50ページの第14条は、条の繰り上げを行い、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改め、「施設管理者」と「町長」等の文言の整理を行うものが主なものであります。

52ページの第15条から第17条は条の繰り下げを行い、文言の整理をし、53ページ第16条に指定管理者の原状回復の義務の1項を加えるものであります。

次に、54ページの別表第1は、開館時間の整理、別表第2は指定管理者が徴収する利用料金制について明確にしたことにより、関係する条について追加するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第17 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、町民の皆さんに憩いの場としての浴場及び休息の場を提供することにより、町民の健康増進に寄与し、人と人との触れ合い及び交流の拠点となることを目的として設置されている町民いこいの家の利便性を更に向上させるために、休館日を改め、条文構成の見直し、文言の整理等を行うものであります。

それでは、主な内容を条文の順に御説明いたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表56ページからお願いいたします。

第4条は、町民いこいの家の利用者の利便性向上のために、休館日を12月30日から翌年1月1

日までの日に改めるものであります。

第5条の指定管理者による管理は、59ページの第8条に改め、第6条の指定管理者が行う業務は、59ページの第9条に改め、また、いこいの家の利便性及び活性化に関する業務、対価を得て物品の販売等ができる規定を加え、61ページの第10条に指定管理者が徴収する利用料金制を明確にし、第11条に指定管理者の現状回復の義務の条項を加え、条文の構成を変更するものであります。

次に、56ページ第7条から58ページの第10条は、条の繰り上げを行い、「利用料」を「使用料」に改め、「施設管理者」と「町長」等の文言の整理を行うものであります。

60ページの第11条、第12条は、条の繰り下げを行い、文言の整理を行い、62ページの別表は、指定管理者が徴収する利用料金制を明確にし、条文構成を変更したことにより、関係する条の整理を行うものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（真田 勝君） 日程第18 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第66号 小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億4,257万6,000円を追加し、予算の総額を84億1,564万3,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、6ページの債務負担行為の補正であります。

スコリア土壌森林内緊急整備事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、町内の土砂流出箇所のある森林内において、下層植生の回復を図るため、木柵や土壌改良を実施するもので、平成24年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。

公共土木施設災害復旧事業について、本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。はじめに、1款1項1目 個人町民税から1款3項1目 軽自動車税まで、町税を合わせて2,548万円増額しますのは、滞納繰越分について今後の収入見込みに基づいて増額するものであります。

次に、11ページの15款1項1目 民生費国庫負担金を123万8,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金について、障害介護給付費の増額に対して2分の1の900万円の増額を見込むものと、児童手当の支給対象児童数が当初の見込みより減少したことにより、手当支給額の減額が見込まれることから、その国庫負担金890万7,000円を減額するものが主なものであります。

次に、12ページ15款2項6目 災害復旧費国庫補助金を814万5,000円減額しますのは、平成22年度の災害に伴う農地農業用施設災害復旧費の精算見込みに合わせて国庫補助金を減額するものであります。

次に、13ページにかけまして、16款1項1目 民生費県負担金を327万4,000円増額しますのは、先ほど国庫負担金で説明しましたが、障害介護給付費の増額と児童手当の減額に伴う県負担金であります。

次に、13ページの16款2項2目 民生費県補助金を254万4,000円増額しますのは、障害児保育給付費の増額に伴い、289万8,000円が県補助されるものが主なものであります。

同じく3目 衛生費県補助金を487万7,000円増額しますのは、こども医療費助成の増額見込みに対する県補助金300万円の増額が主なものであります。

同じく4目 農林水産業費県補助金を757万1,000円減額しますのは、今年度実施を予定していた工事が県で採択とならなかったことにより、県単治山事業補助金を690万円減額するものが主なものであります。

14ページにかけまして、同じく5目 土木費県補助金を275万4,000円増額しますのは、木造住宅耐震補強補助金の増額見込みに対する県補助金280万円増額が主なものであります。

次に、14ページの同じく6目 消防費県補助金を241万円減額しますのは、災害対策本部体制強化整備事業に対する県補助金を見込んでいましたが、補助率の高い東富士演習場周辺民生安定施設整備事業として採択されることとなったため、減額するものであります。

同じく9目 特別対策事業補助金を379万1,000円増額しますのは、臨時職員を雇用して、生活空間・景観美化の推進、国際交流の推進、観光施設管理業務を行うものと、債務負担行為でも説明しましたスコリア土壌森林内緊急整備事業の緊急雇用創出事業に対して、県から100%の補助をいただくものであります。

次に、15ページの17款1項1目 財産貸付収入を315万8,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

同じく2項1目 不動産売却収入を3,855万6,000円増額しますのは、足柄林業組合に町有林を、

御殿場農業協同組合に倉庫敷地を売却するものが主なものであります。

16ページにかけまして、18款1項2目 総務費寄附金を3,519万円増額しますのは、須走地区街路灯のLED化事業及び須走東海グラウンド整備のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただく1,700万円と、町制100周年記念事業のためにいただいた寄附金1,719万円が主なものであります。

次に、16ページの18款1項6目 土木費寄附金を825万円増額しますのは、須走地区内町道4053号線他4路線の舗装新設のために須走彰徳山林会様から御寄附をいただく775万円と、一色正倉線歩道整備のため一色郷栄会様から50万円の御寄附をいただくものであります。

次に、17ページにかけまして、19款2項5目 財政調整基金繰入金を2,976万5,000円増額しますのは、町道4026号線舗装工事及び農業用施設災害、藤曲用水復旧工事の財源に充てるため、繰入れるものであります。

次に、18ページの22款1項5目 災害復旧債を500万円減額しますのは、公共土木施設災害復旧費の執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、19ページから歳出予算の主なものについて説明いたします。

はじめに、職員の人件費についてであります。平成25年1月から持ち家部分に係る住居手当の廃止と、4月の人事異動等により、一般会計全体で882万1,000円増額するものであります。

19ページから20ページにかけまして、2款1項1目 一般管理費の内、説明欄(2) 一般行政事務費を253万3,000円増額しますのは、町例規集の追録が当初見込みより増加したことによる印刷製本費の109万6,000円の増額と、消防署の立入検査時の指摘による自家発電機及び消防設備の修繕料72万4,000円の増額が主なものであります。

次に、21ページの同じく説明欄(6) 町制100周年記念事業費を900万円増額しますのは、歳入で説明しました寄附金を活用して、小山町町制施行100周年委員会に交付金を交付するものであります。

21ページから22ページにかけまして、2款1項4目 財産管理費の内、説明欄(3) 基金管理費を3,337万8,000円増額しますのは、足柄地区の公有林を足柄林業組合に売却する収入を財政調整基金に積み立てる2,518万8,000円と、町制100周年記念事業のためにいただいた寄附金を金太郎元気基金に積み立てる819万円であります。

次に、22ページ2款1項5目 支所及びコミュニティ供用施設管理費の内、説明欄(4) 須走支所管理費を1,787万円増額しますのは、先ほど歳入のところでも説明しました須走彰徳山林会様から御寄附をいただき、須走地区街路灯をLED化する事業費1,600万円と、須走東海グラウンドの整備費100万円が主なものであります。

次に、28ページから29ページにかけまして、2款8項1目 広報広聴費の内、説明欄(3) 国際交流・姉妹都市交流費を113万4,000円増額しますのは、カナダ、ミッション市への訪問団派遣交付金90万円が主なものであります。

次に、30ページから31ページにかけまして、3款1項2目 障害者福祉費の内、説明欄(5)

自立支援給付費を2,006万3,000円増額しますのは、当初の見込みより利用者が増加したことに伴い、障害介護給付費を1,800万円増額するものが主なものであります。

次に、31ページの同じく4目 国民健康保険費の内、説明欄(2)国民健康保険特別会計繰出金を403万3,000円増額しますのは、国民健康保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る法定繰出金であります。

次に、33ページ3款2項2目 介護保険費の内、説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を283万9,000円減額しますのは、介護保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る繰出金であります。

次に、34ページの3款3項2目 子どものための手当費の内、説明欄(2)子どものための手当費を1,268万3,000円減額しますのは、当初の見込みより支給対象者が減少したことに伴い、20節扶助費を1,250万5,000円減額するものが主なものであります。

次に、34ページから35ページにかけまして、3款3項3目 保育園費の内、(2)保育園管理運営費を686万5,000円増額しますのは、当初の見込みより0歳児保育の申し込みが増加したことに伴い、臨時保育士賃金を290万1,000円増額するものと、町外の保育所に委託している児童に対する保育扶助費303万2,000円の増額が主なものであります。

次に、36ページから37ページにかけまして、4款1項1目 保健衛生総務費の内、説明欄(3)救急医療対策事業費を385万6,000円減額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金について、決算見込みに基づき減額するものであります。

次に、37ページ、4款1項2目 予防費の内、説明欄(2)感染症予防費を564万3,000円増額しますのは、予防接種法の改正により、不活化ポリオ・4種混合ワクチン導入による個別接種委託料600万円の増額が主なものであります。

同じく3目 健康づくり推進費の内、説明欄(3)生活習慣病予防費を525万3,000円増額しますのは、今後の執行見込額に合わせ、がん検診等の保健事業委託料を490万円増額するものが主なものであります。

次に、38ページにかけまして、同じく4目 母子保健事業費の内、説明欄(3)こども医療費助成費を1,038万5,000円増額しますのは、今後の執行見込額に合わせ、こども医療費助成を1,000万円増額するものが主なものであります。

次に、40ページ4款3項2目 塵芥処理費の内、説明欄(3)広域行政組合RDFセンター負担金を915万5,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴う負担金の増額で、灯油の単価が当初見込みより高額となったこと及び電気料金改定による値上げによるものが主なものであります。

次に、43ページ5款1項8目 中山間地域総合整備事業費の内、説明欄(2)中山間地域総合整備事業費を164万6,000円増額しますのは、中山間足柄金時地区の所領地区の農道拡幅を検討するための基本設計業務委託料であります。

次に、44ページの同じく2項1目 林業総務費の内、説明欄(3) 森林整備事業費を296万1,000円増額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、緊急雇用創出補助金を活用して、町内の土砂流出箇所の森林内において、下層植生の回復を図るために、木柵や土壌改良を実施する委託料であります。

同じく3目地山事業費の内、説明欄(3) 県単治山事業費を235万6,000円減額しますのは、測量設計委託料について、今年度予定した県単治山工事の翌年度先送りに伴い、減額するものであります。

次に、46ページ6款2項2目町民いこいの家管理費の内、説明欄(2) 町民いこいの家管理費を100万円増額しますのは、電気料金改定による値上げによるものであります。

同じく3目道の駅管理費の内、説明欄(2) 道の駅地域振興センター管理費を280万円増額しますのも、電気料金改定による値上げによるものであります。

次に、48ページ7款2項2目道路維持費の内、説明欄(3) 公共施設地区対応事業費を1,100万円増額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、須走地区要望の町道4026号線舗装工事に財政調整基金を繰り入れて実施する1,000万円と、その他要望が増えていることによる100万円の増額であります。

同じく3目 町道整備事業費の内、説明欄(2) 町道整備事業費を2,559万2,000円増額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、須走彰徳山林会様から御寄附をいただく須走地区内町道4053号線他4路線の舗装新設工事775万円、一色郷栄会様から御寄附をいただく一色正倉線歩道整備の50万円と、上野地先の町道3704号線道路改良工事600万円の工事請負費の増額と町道1646号線延伸のための道路用地購入費1,134万2,000円であります。

次に、49ページ7款2項4目 急傾斜地崩壊防止事業費の内、説明欄(2) 急傾斜地崩壊防止事業費を100万円減額しますのは、県補助金の決定を受けて、今後の執行見込額に合わせて減額するものであります。

次に、51ページ7款5項1目 住宅管理費の内、説明欄(2) 町営住宅維持管理費を180万円減額しますのは、町営住宅長寿命化計画策定業務委託について、今後の執行見込額に合わせて減額するものであります。

次に、52ページの同じく2目 建築指導費の内、説明欄(2) 建築指導費を606万円増額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、木造住宅耐震補強補助金を8件分400万円、木造住宅補強計画策定補助金を13件分、128万9,000円増額するものが主なものであります。

次に、53ページから54ページにかけまして、8款1項5目 災害対策費の内、説明欄(2) 地震対策費を800万円減額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、東富士演習場周辺民生安定施設整備事業として実施するため、減額をするものであります。

次に、55ページから56ページにかけまして、9款2項1目 学校管理費の内説明欄(2) 小学校管理運営費を181万3,000円減額しますのは、当初見込みより1年生の学級数が少なくなったこ

と等により、7節の賃金を162万9,000円減額するものが主なものであります。

次に、56ページから57ページにかけまして、9款3項1目 学校管理費の内、説明欄(2) 中学校管理運営費を206万円減額しますのは、図書室支援事務員1名を小学校費に変更したことによる123万3,000円の減額が主なものであります。

次に、58ページから59ページにかけまして、9款4項1目 幼稚園費の内、説明欄(2) 幼稚園管理運営費を1,259万1,000円減額しますのは、臨時教諭の雇用が当初見込みより減少する見込みのため、1,243万4,000円減額するものが主なものであります。

次に、61ページ10款1項1目 農地農業用施設災害復旧費の内、説明欄(3) 農業用施設災害復旧費を1,142万円増額しますのは、平成22年の台風9号により被害を受けた藤曲用水頭首工復旧工事について、用水路の維持管理を容易に行えるよう、当初査定時の計画から暗渠部分の高さを1メートルから1.8メートルに、また管理孔を4か所追加設置する変更工事に伴う、静岡県への委託料として1,100万円の増額が主なものであります。

次に、62ページから63ページにかけまして、10款2項1目 公共土木施設災害復旧費の内、説明欄(2) 公共土木施設災害復旧費を1,651万4,000円減額しますのは、今年4月30日から5月3日までの降雨及び7月の豪雨により被害を受けた河川災害復旧費を今後の執行見込額に合わせて減額するものが主なものであります。

最後に、63ページ12款1項1目 予備費を1,022万5,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(梶 繁美君) 財政的なことでお聞きしたいんですけども、財政調整基金を崩して収入に入れ、更に支出で財政調整基金を積み立てておると。同じ会計の中で、そのような措置をすることは、単なる予算のかさ上げというか、ふかし分じゃないかというように感じるんですけども、そのような点からどうか、財政担当の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(小野 巖君) ただいまの御質問ですけれども、繰入れに関しましては、須走の町道整備に関しまして、かつて彰徳山林会様からいただいた災害のための経費を財政調整基金に積み立ててございましたから、その分を繰入れることと、それから収支の差を賄うために繰入れるという、2つの面がございます。

また、積み立てに関しましては、説明の中で申し上げましたけれども、今般、足柄林業組合に払い下げると。その払い下げ経費は、将来地域のために使っていきたいと、そういうような思いもございまして、積み立てをさせていただいたということでございます。

○9番(梶 繁美君) ただいま、部長の説明のことについては十分理解しています。そういう措置をしなきゃいかんかなと思いますけれども、私は、財政上、今回の12月補正で財政調整基金を同じような取り扱いをするということは、予算の単なるふかした、盛り込んだと、要するに、でかくしたと、増額したというふうを感じるんですけれどもね。その意味はわかっていますけれども、やはり同じ時期にやることはどうかなということなんです、私が言っているのは。そのことなんです。

そのことについて見解をお願いします。以上です。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(小野 巖君) お答えをさせていただきます。

今回の件は、確かに梶議員のおっしゃるようなこともあろうかと思えますけれども、時期が一緒になったというようなことでございますから、今回、支出もこの12月にどうしても補正しなきゃいけない事情もございましたし、収入の方もこの12月に入れる必要がございましたもので、たまたま重なってしまったということでございます。

以上です。

○議長(真田 勝君) ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第19 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億403万3,000円を追加し、予算の総額を20億2,759万6,000円とするものであります。

はじめに、5ページの歳入から御説明いたします。

10款1項1目 一般会計繰入金403万3,000円の増額は、4月の職員の人事異動による職員手当等の法定繰入金であります。

2項1目 国民健康保険保険給付等基金繰入金1億円の増額は、一般被保険者の保険給付費及び高額療養費の決算見込みにおいて医療費の増大が見込まれ、予算額に不足を生じる可能性があることから、小山町国民健康保険保険給付基金条例第1条に規定する「財源不足が見込まれる場合の資金に充てる」ためという、基金の設置目的に該当しているため、その財源として基金を取り崩し、繰り入れるものであります。なお、今回の基金取り崩しにより、基金残高は2億5,839万494円となります。

次に、6ページの歳出の1款1項1目 一般管理費、説明欄(1)職員人件費403万3,000円の増額は、先ほど歳入側でも御説明いたしました、本年4月1日付けの人事異動による人員配置の変更によるものであります。

次のページの2款1項1目 一般被保険者療養給付費、説明欄(2)一般被保険者療養給付費8,500万円の増額及び2項2目 一般被保険者高額療養費、説明欄(2)一般被保険者高額療養費1,500万円の増額は、一般被保険者の医療費が増加傾向となり、決算見込みにおいて予算額に不足を生じることが見込まれるため、保険給付等基金からの繰入金を財源として増額するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第20 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真田 勝君) 日程第21 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(真田 勝君) 日程第22 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

予算書3ページをお開きください。

人件費の補正の他、収益的支出の1款1項7目33節の固定資産除却費を288万3,000円増額しますのは、新柴にありますヌタ原配水池の解体工事費が主なものであります。

なお、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額1億7,223万7,000円につきましては、1ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんをいたします。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定について

○議長(真田 勝君) 日程第23 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者であります株式会社ふじおやまとすることに関し、議会の議決をお願いするものであります。

道の駅「ふじおやま」地域振興センターを指定管理としますのは、行政改革の推進に従い、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に行うものであります。

提案の指定管理者につきましては、平成24年11月26日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、株式会社ふじおやまから提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置目的を効率的かつ効果的に達成するために、地域の活力と能力を活用する体制がとられているか、経費縮減に努めながらも地場産業の発展、地域振興につながる内容となっているかを中心に書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、これまで道の駅「ふじおやま」地域振興センターで営業を行ってきた実績、既存テナントの吸収による経営の拡大、農産物出荷組合との一体的な運営など、地域の特色を生かした計画内容となっており、施設の適正な管理、地場産業の発展及び地域振興に十分期待できるものとして、株式会社ふじおやまを指定管理者として選定し、決定したものであります。

指定管理者の業務は、レストラン・物産販売施設、農産物販売所等を含む全ての施設の運営に関する業務、利用許可及び利用料の徴収に関する業務、附帯施設を含む施設の保守管理に関する

業務等であります。

指定管理期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について

○議長（真田 勝君） 日程第24 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町町民いこいの家につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者であります足柄サービス合同会社とすることに関し、議会の議決をお願いするものであります。

町民いこいの家を指定管理としますのは、行政改革の推進に従い、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に行うものであります。

提案の指定管理者につきましては、平成24年11月26日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、足柄サービス合同会社から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、町民いこいの家の設置目的であります「町民の健康増進と人と人との触れ合い及び交流の拠点となること」を効率的、効果的に達成できる内容であるか、地域振興や地域活性化に寄与する内容であるかなどを中心に書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、効率的な運営による経費の縮減はもとより、地域に根差した運営により、憩いの場としての充実、利用者の満足度の向上、地元雇用の場としての活用など、地域住民と一体となっ

た取り組みにより、地域の振興及び地域の活性化に十分期待ができるものとして、足柄サービス合同会社を指定管理者として選定し、決定したものであります。

指定管理者の業務は、施設の運営及び利用に関する業務、利用料の徴収に関する業務、附属施設を含む施設の維持管理に関する業務等であります。

指定管理の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、町長から議案第73号 工事請負契約の締結について「平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」の1件が、また議員から発議第6号 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書の1件、合計2件の追加議案が提出されました。

発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第73号及び議員提出の発議第6号の、計2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

町長提案説明

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第73号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、議案第73号 工事請負契約の締結についての1件であります。

本案は、平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事の請負契約の締結であります。

地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第2 議案第73号 工事請負契約の締結について「平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 議案第73号 工事請負契約の締結について「平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第73号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成24年度町単工事 町道2076号線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

主な工事内容は、施工延長433.6メートルの道路改良舗装工事で、車道舗装工面積2,280平方メートル、歩道舗装工面積743平方メートル、排水構造物工延長1,358メートルであります。

工事入札は、去る11月26日、町内業者6者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が6,800万円で落札決定し、消費税相当額340万円を加え、7,140万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、この工事の完成予定期日は平成25年6月30日としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第6号 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書

○議長（真田 勝君） 追加日程第3 発議第6号 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。9番 梶 繁美君。

○9番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第6号 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書の提出について、提出者を代表し、提案の理由を説明申し上げます。

はじめに、今回提案しております意見書は、町議会議員の中から、オスプレイに対する意見書の採択を求める声上がり、議会運営委員会で案を作成し、全員協議会に諮り、11月30日の全員協議会で慎重審議協議され、本議会に提出することになったわけでございます。

内容は、オスプレイの飛行運用について、町民の身体・生命・財産と安心・安全な生活を守る立場から、町民の懸念解消、情報提供等を求めるものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案書を御覧ください。

意見書第5号 米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成24年11月30日 提出

提出者 梶 繁美

賛成者 阿部 司、池谷 弘、高畑博行、桜井光一、渡辺悦郎、米山千晴、湯山鉄夫、
池谷洋子、込山恒広、鷹嶋邦彦

米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの飛行運用に対する意見書

去る11月2日に開催された全国都道府県知事会議において、森本防衛大臣から、米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ(以下「オスプレイ」という。)の飛行運用が、キャンプ富士等において本年11月にも始まるとの見通しが示された。

これは、事前説明もなく、あまりにも突然の事であり、これまで築いてきた国と地元との良好な協力関係を踏みにじる行為と言っても過言ではないと感じている。

また、オスプレイについては、安全性について様々な報道がなされている状況があり、地元住民は、オスプレイの安全性に危惧を抱いている。

ところで、キャンプ富士は、日米地位協定に基づく米軍専用区域であることや、日米両政府がまとめた運用ルールは「できる限り」、「運用上必要な場合を除き」などの条件がついているため、米側次第であるという事実もある。

しかしながら、東富士演習場使用協定の要諦として、住民の安全に係る措置があるが、地元住民の不安感を払拭できていないことを考えると、東富士演習場使用協定の要諦に抵触していると言わざるを得ない状況にあると考える。

よって、町民の身体・生命・財産と安全・安心な生活を守る立場から、下記事項を強く要望する。

記

1 オスプレイの飛行運用に関し、詳細な説明と情報提供を行うとともに、地元住民及び関係自治体の意向を尊重すること。

2 国の責任において、町民の懸念を解消する努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月30日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、本意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣に提出するものです。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議いただき、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書1件は、関係行政庁に提出します。

次に、本日30日付けをもちまして任期満了となります戸枝教育長がおられますので、退任に当たり、ここでごあいさつをいただきたいと思えます。

○教育長（戸枝 浩君） 本日は、このような機会をいただきまして、議長様をはじめ、議員の皆様方には心よりお礼を申し上げます。

このたび、教育長を退任するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

おかげさまで、平成20年より4年間、教育長の職を務めさせていただきました。小山町の教育の長所と欠点、だからこそ先生方に授業力を身につけさせたい、そしてシラバス——これは学習計画書のことですが——や子ども相談員の充実などを行うことで、小山の教育力を更に発展させること、こうした方針は教育の質を高めたものであったと思っております。

厳しい町財政の中、教育を大切にされた教育財政は大変ありがたく感じております。

また、私が4年間を無事に務めることができましたことは、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御支援のたまものと深く感謝しております。

結びに、小山町の皆様、小山町議会の皆様のますますの御発展と御健勝を御祈念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（真田 勝君） 御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月4日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時30分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司

平成24年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成24年12月4日(第2日)

招集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 阿部 司君 3番 池谷 弘君
4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君
6番 渡辺 悦郎君 7番 米山 千晴君
8番 湯山 鉄夫君 9番 梶 繁美君
10番 池谷 洋子君 11番 込山 恒広君
12番 鷹嶋 邦彦君 13番 真田 勝君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君
会議録署名議員 12番 鷹嶋 邦彦君 1番 阿部 司君
延 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 渡辺悦郎君

1. 放射性セシウム検出における町の対応について
2. 児童・生徒の心理アンケートについて

11番 込山恒広君

1. 人口減少社会と成美地区の活性化

10番 池谷洋子君

1. 児童虐待防止の啓発について

3番 池谷 弘君

1. 富士山世界遺産に向けた観光施設の整備について
 - (1) 富士山須走口5合目から富士箱根トレイルの整備について
 - (2) 須走口5合目から御殿場新5合目ハイキング道整備について
 - (3) 観光ガイド育成について

7番 米山千晴君

1. 富士山「世界文化遺産」登録された後の対応について

4番 高畑博行君

1. MV-22オスプレイのキャンプ富士での飛行訓練について
2. 成美小学校の外トイレとプールの改修について

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

本日の会議に先立ち、新たに教育長に就任されました天野文子さんが出席しておりますので、町長から御紹介をお願いいたします。

○町長（込山正秀君） おはようございます。

それでは、私から、12月1日付けで教育長に就任いたしました天野文子教育長を御紹介いたします。

天野文子教育長は、昭和45年4月に御殿場南小学校教諭に任命されて以来、40年間、教職一筋に務められてきました。

この間、平成11年から4年間、御殿場市教育委員会学校教育課参事として教育行政に携わり、その後、御殿場南小学校校長を務められ、平成22年3月に御殿場小学校長を最後に、定年退職されました。小山町での勤務は平成3年から6年間、明倫小学校に勤務されております。定年退職後は、御殿場市教育委員会社会教育課で社会教育指導員として勤務されておりました。

天野教育長には、これまでの豊富な教職の経験を生かし、学校教育をはじめ、社会教育及び福祉の発展に御尽力いただけるものと期待をいたしております。

議員の皆様におかれましては、今後とも天野教育長に対しまして、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真田 勝君） それでは、天野教育長からごあいさつをお願いいたします。

○教育長（天野文子君） 改めましておはようございます。ただいま紹介にあずかりました天野文子でございます。

この小山には、美しく凜として立つ霊峰富士、そして子供達に夢を与える、強くて優しい金太郎さんがいます。その富士山や金太郎のような子供達に育ってほしいなあと願っております。

大変微力ではございますが、今までの経験を生かして、精いっぱい努力していきたいと思っております。

ぜひ議員の皆様方の応援や御指導をお願いしたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（真田 勝君） ありがとうございます。

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

日程第1

一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これから一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） おはようございます。本日は、2点につきまして質問させていただきます。

まず、放射性セシウム検出における町の対応であります。

10月30日、町内で、31日には御殿場の野生キノコから規制値を超える放射性セシウムが検出され、県内では初めて、原子力災害特別措置法に基づく野生キノコの出荷停止指示が出ました。今回、小山町で検出された「ユキワリ」というキノコは、落葉に堆積した腐葉土等に自生していたと聞いております。

まず最初の質問でございます。当局は、県から情報を得た段階で採取地域を確認し、町民への情報提供は速やかに実施されたのか。その時期、方法について伺います。

2番目に、県からの指示で、「当分の間、採取及び摂取を控えるよう」とありますが、どのくらいの期間を示しているのか、伺います。

3番目に、福島原発事故以来、放射能については過敏とも思われる風評被害が発生しております。昨年の秋には、福島県の伊達市産の米からセシウムが、今回同様検出されたわけでございます。その際、伊達市産の桃、林檎等の農産物は規定値以下のセシウムでございましたが、風評被害により廃棄されたものも数多くあったと聞いております。

小山町は水かけ菜、ワサビ、御殿場コシヒカリ等の農産物を産出しております。また、来春には山菜や山椒等の風評被害を被らないとは言えない状態であります。道の駅でも、産地と安全性を確認して、買い控えている客もいると聞いております。

ちなみに、山梨県の市町村では、検出された以外の農産物の検査を実施し、結果を公表し、風評被害の抑止に努めて、効果も出ているというふうに聞いております。

小山町がとる風評被害についての対策を伺います。

4番目に、仮に今回の事案が福島原発の影響とした場合の損害賠償請求について、町の対応を伺います。

次に、2項目の質問でございます。町内の児童や生徒の心理アンケートの実施についてであります。

去る11月13日、静岡県を含む関東ブロック1都9県の教育委員会の教育長が静岡市で協議をし、全国で相次ぐいじめ防止に向けて、教育委員会独自の実態調査を行い、早期発見、対応を図る必要性を認識したと聞いております。

また、新聞報道によりますと、文科省が行った緊急調査で、今年度上半期における学校側が把握したいじめは、全国で14万件を超え、県内では4,436件と、紙面トップで報道されております。

小山町内の小・中学校では、現在大きな問題はないということではありますが、学校により心理

アンケートを実施している学校、実施していない学校があると聞いております。

教諭も転任するたびに心情把握に期間を有し、指導の対応も遅れがちになることも聞いております。町内で統一した心理アンケートを実施することで、教諭への負担軽減を図るとともに、子供達の満足度アップ等の意識を変えることができ、現在、全国で心理アンケートを導入している学校が増加していると聞いております。

心理アンケートは、被害者や加害者の発見が目的でなく、現在、学級がどのような状況にあるのかを把握し、改善を目的とするものであります。当然、いじめがある場合には早期に対応等ができます。

文言は異なっておりますけれども、第4次小山町総合計画の中で、「生きる力を育む学校教育」、また町長のマニフェストの中にも、「子育て世代と次世代を担う子供達を応援します」と掲げてあり、全ての児童・生徒に、快適な学校生活を送らせる環境を整えることを明記してあります。

今、大きな問題が発生していないからこそ、現状を把握・分析し、早期にいじめ等の兆候を把握する、心理アンケートの導入を予算化されることを切にお願いします。町の見解を伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、放射性セシウム検出における町の対応についてであります。

今回の野生キノコの出荷制限に至るまでの経緯であります。10月22日に山梨県鳴沢村で採取された野生キノコから基準値を超える放射性セシウムが検出され、続いて富士吉田市、富士河口湖町の野生キノコからも基準値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、3市町村の野生キノコに対し出荷制限の指示が国から出されました。

これを受けて、静岡県においても山梨県に隣接する小山町と富士宮市の野生キノコを10月26日に採取、検査を行った結果、富士宮市では検出されませんでした。小山町で採取された3種類の野生キノコの内、1種類から基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

続いて、10月31日に御殿場市で採取された野生キノコ4種類の内3種類から基準値を超える放射性セシウムが検出され、11月5日に小山町・御殿場市に対し、野生キノコの出荷制限の指示が出されたところであります。

まず、検体の採取場所、採取方法についてであります。検査主体の静岡県に確認したところ、富士山須走口登山道ふじあざみライン沿いの場所から、検査に必要な100グラムを確保できる同一種の野生キノコを採取して検査を実施したとのことあります。

次に、「当分の間」の期限についてであります。野生キノコに対する出荷制限が解除されるためには、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に準じ、静岡県が追加検査を行い、解除の条件に即した安全性が確認され、国に認められれば解除となります。

しかしながら、野生キノコの解除条件については、具体的に基準が依然として示されておらず、

現在、林野庁において検討中とのことであります。

このため、現在、全国において、野生キノコの解除例は無いとのことですが、一刻も早く安全性が確認されるよう、御殿場市や御殿場農協とも連携しながら、静岡県を通して国に働きかけてまいります。

次に、町民に対しての周知徹底につきましては、地元須走地区の皆様には回覧板にてお知らせいたしました。また、ふじあざみライン沿いの採取箇所付近にも注意を喚起する立て看板を設置したところであります。

次に、風評被害についての対策は、他の農産物に影響を及ぼさないよう、静岡県や御殿場農協が実施している放射性セシウムの検査結果がいずれも基準値以下、または、検出されていないことを周知し、農作物の安全をアピールするとともに、今後も定期的に検査するよう働きかけていきたいと考えております。

次に、損害賠償請求についてであります。東京電力に確認いたしましたところ、国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針を踏まえ、原子力発電所事故との因果関係の有無を検討させてほしいとの回答でありました。

具体的な進め方としては、損害が発生した方が東京電力の静岡補償相談センターに直接問い合わせし、個別に補償について協議させていただきたいとのことであります。町といたしましても、損害を受けた方々が速やかに補償を受けられるよう、東京電力との橋渡しなどの支援を行っていききたいと考えております。

また、引き続き農作物については安全であることの検証を継続する必要性があり、隣接する御殿場市内の野生キノコからも放射性セシウムが検出されていますことから、御殿場市とも歩調を合わせ、県の指導をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

なお、次の児童・生徒の心理アンケートにつきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 児童・生徒の心理アンケートについてお答えします。

学校において児童・生徒の実態を把握し、より望ましい姿に向けて有効な手立てを講じていくことは、教育活動の基本であります。特に近年、「学級崩壊」や「いじめ」などが社会問題となる中で、学校・学級における子ども同士の人間関係づくりの重要性が改めてクローズアップされています。

議員御提案の心理アンケートは、児童生徒の学級集団への所属感や満足度を数的に把握し、指導に活用するプログラムの一部であると考えられます。代表的なものとしては、早稲田大学の河村茂雄教授が開発した、学級内の人間関係の状況を測定するアンケートプログラムである「Q-U」などがあります。また、静岡県教育委員会でも、「人間関係づくりプログラム」としてソフトウェアが開発されています。

まず、町におけるこれらプログラムの実施状況ですが、学校体制で全学級で実施した学校は、

23年度はQ-U 1校、人間関係プログラム2校の計3校、24年度はQ-U 1校、人間関係プログラム1校の計2校でした。それ以外に学級独自で実施した学級数は、23年度はQ-U 4学級、人間関係プログラム7学級、その他のプログラム5学級の計16学級、24年度はQ-U 2学級、人間関係プログラム8学級、その他のプログラム5学級の計15学級であり、町内の半数以上の学級が何らかの心理アンケートプログラムを実施しています。

次に、町内で統一して実施することについてですが、これらの各種プログラムはそれぞれ特徴があり、統一して実施することで子どものとらえが面的になっていく可能性があるため、幾つかの手立てを複合的に実施した上で、教員同士が情報交換をし、丁寧に子どもを観察することが、確かな子どもの理解につながると考えられますので、統一実施は、現状では考えておりません。

学校における所属感・安心感のある共感的な人間関係づくりは、これからも継続していくべき大切な指導内容ですので、これまでの取り組みをもとに、より確かな指導のあり方について、引き続き研修を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○6番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず最初の質問の放射性セシウム検出に関する件でございます。私も須走に住んでおります。その中で、回覧が確かに回ってきました。その中で、こういうところが危ないな、要するにホットスポットになりやすいところ、今回でもそうでありますけれども、全域が濃度が高いのではないと私は考えております。その中で、ホットスポットとなりやすい場所、これを明示していただければ良かったのではないかなと思います。

これにつきまして、もう一つ、放射能の風評被害についてでございます。既に山梨県側は、もう新聞報道があった時点で速やかにいろいろな産品、これの検査を実施し、速やかにインターネットでも公開しております。そうすることによって、地場産品の安全性、これが確保、アピールできるとともに、道の駅等での産品、これについても何らかの表示をなされていれば、先ほど申しましたように買い控えるということがないんじゃないかなろうか。その辺について、いかがお考えでしょうか、伺います。

次に、心理アンケートの件であります。先ほど、教育長の方から答弁がございました。学校で実施しているところ、していないところ、学級で実施しているところ、していないところ、ございます。確かにいろいろな考え方がございます。しかしながら、同じものの尺度ではかる場合、どうしても同じ検査、心理アンケート、これが必要じゃなかろうかと思えます。

昨日、教育長が着任早々の職員への訓示の中で、子どもが笑顔で楽しい学校生活を送り、教員が地域や行政の後押しを受けて、やりがいを持つ教育現場を実現したい。子ども時代は人生の原風景で、生きる力の基盤となるというふうにご報道されております。それをなすためにも、この教育長のコメントに対しては、町民が大半、そのとおりでというふうにご認識していると思えます。

その一策として心理アンケートの導入を、いま一度、導入の決断を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

最初のホットスポットの件であります、これにつきましては先ほどご答弁で申し上げたとおり、県よっての検査でございました。この検査の結果、今、出荷停止という形になっているわけでございますが、国の解除基準がまだ決まっていないということで、次なる検査がいつあるか、まだ明示がされていないと、こんな状況でございます。聞くところによりますと、年明けて来年同じ時期、同じ場所で採取をすると。この結果をもって、その解除命令の検討がされると、こんな話も伝わってきているんですが。

そんな中で、また新たな形で別の場所の検査もいかがかなと。それと同時に、風評被害ですね。この後、お答えいたしますが、これらを考えた場合、この辺もいかがかなと、こんな判断のもとで、他の場所での検査も差し控えていると、自主検査を差し控えていると、こんな状況でございます。

あと、風評被害について、山梨県では他の作物の検査結果を公表してアピールしていると、こういうことでございますが、先ほど申したとおり、静岡県でも幾つかの作物についてずっと検査を続けて、結果の発表をしております。また、JA御殿場におきましても、同じく作物についても、今年の5月には葉の生茶、また6月には荒茶の抽出液、大麦、キャベツと、8月には小麦、ゴーヤ、スイートコーンと、9月には米の峰の雪もち、コシヒカリ、また10月には麦わら、ネギ、11月には大豆、ソバと。年明けて、来年1月には水菜、水かけ菜と、こんな検査の予定もございまして、実際、検査されて検出がされていないということで、公表はしていないと。この公表につきましては、またその辺の部分を検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 今のお答えをしたいと思います。

心理テスト一斉ということは、前向きに検討したいと思いますが、実は議員のおっしゃるとおり、子ども理解が一番大切です。そのためには、テストを通ずることも大切ですが、家庭訪問とか、日々子どもと接するとか、そういうところから、まず子どもを理解していくこと、それが一番だと思います。そして、その上でのテスト結果になりますが、いろいろな学者の説とかいろいろございますが、県教育委員会を出しています人間関係プログラムを私としては推進したいなと思っております。かなりこれにつきましては、どこの学校も学級ばかりではなくて学年で実施しているところが多々あることは聞いておりますので、その状況を早急に理解、こちらの方で把握しまして、また、校長会の方とも連絡を取り合って、どんな方法が一番子ども理解になるかを検討し、研修し、実施を前向きに検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 私は、人口減少社会と成美地区の活性化についてでございます。

町では、100周年記念事業でお祝いをしておりますが、合併当時、昭和35年には、人口も2万8,000人ほどあり、現在、平成24年の最新のデータでは2万194人に減少しました。更に地区別に見ますと、小山地区の人口の減少が著しく、昭和35年の1万5,418人が、平成24年には7,347人に減少という結果が出ております。同じ小山町内でも、北郷、足柄地区は若干増加しておりますが、町の人口減少を食い止めるまでには至っておりません。

また、町内5つの小学校児童数を見ても、昭和50年には2,011人だった児童数が、平成24年には1,072人と約2分の1に減少しました。なかんずく成美小学校においては、約3分の1に減少しております。

町の活性化は地区住民の元気度も必要です。残念ながら今回の100周年記念イベントのメイン会場は北郷、足柄であり、成美地区住民の元気度をそぐ結果になってしまったと聞いております。

しかし、人口は減少したとはいえ、成美地区は役場本庁の所在地でもあり、商店街やJR駅、豊富な水資源、恵まれた自然、首都圏に近い等の利点もあり、いわば小山町の顔でもあります。10年後、20年後、人口減少が続く小山町全体としての将来像をバラ色に描けるか、または凋落するか、そのかぎは成美地区の再生プランにあると考えます。町政100周年の節目に当たり、成美地区再生プランの具体策について伺います。

- 1、町長の考える成美地区の活性化策について
- 2、富士紡績跡地の活用策
- 3、夏祭り等の成美地区メイン会場復活の計画について

以上、よろしく申し上げます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、人口減少社会と成美地区の活性化のうち、成美地区の活性化策についてであります。

議員御指摘のとおり、成美地区につきましても、人口が町内の5地区の中におきまして、最も減少している地域であります。しかし、総務省統計局の将来人口の推移によりますと、日本の人口は43年後の2055年、平成67年には9,000万人を割ると予測され、3割の減少が見込まれているところであります。

この推移からもおわかりになるとおり、人口の増加を望むことはもとより、減少を食い止めることも厳しい状況にあることを示しております。

このような状況から、私が政策提言の中で町民目線の行政として、「町民の皆さんの声に耳を傾け、町政のあり方を一緒に考えます。町の職員が地域に出向き、皆さんと一緒にコミュニティ活動を行うことがまちづくりにつながります」と宣言をしております。

その手法としましては、来年度策定を予定しております「金太郎計画2020」では、策定に当たり、地域の人達が自由に語り合える場と仕組みとして、各地区において、地域の皆様を中心に町民討議会を設置し、また行政としましては、その町民討議会に地域担当職員を参加させ、その地区での要望や課題を洗い出し、その地区で何を必要とし、どうしたら活性化できるのかなど、行政と地域住民の協働により、地域別計画を策定し、各地域の皆様と考えてまいります。

また、平成23年3月31日以来閉鎖しております、健康福祉会館のゆったり湯につきましても、再開を望む声も多いことから、今年度、検討委員会を設置し、現在、町民の健康増進や観光振興の観点から検討をしているところであります。

これらの中から出てまいりました意見を集約し、少子高齢化や人口減少社会への対応を踏まえ、駿河小山駅や富士紡績周辺の活用や、健康福祉会館などの公共施設の利用を考えながら、成美地区の活性化を検討してまいりたいと考えております。

次に、富士紡績周辺の活用策についてであります。

町民の生活基盤である市街地環境の向上は、重要な施策であります。現在策定中であり、小山町市街地整備基本構想策定業務の中で、小山町の市街地環境の向上について、基本的な方向性を探る基礎調査を行い、町の都市活力の向上、地域活性化、居住環境向上を目指し、市街地整備の方向性を現状の土地利用や想定する土地利用の観点から、区分別整備プログラムとして整理した、市街地整備基本構造の策定を進めているところであります。

当該地は、議員御指摘のとおり、JR駿河小山駅に隣接しているため、開発のポテンシャルは高いと認識しております。現在、フジボウ愛媛株式会社の研磨剤製造工場及び町内の飲料水工場の物流倉庫として利用されておりますが、一部の土地は未利用地となっている状況であります。

この未利用地の活用につきましては、住民の皆様からも町の振興策として有効に活用していただきたいとの要望もありますことから、所有者である富士紡ホールディングス株式会社の御意見を伺いながら、土地利用の活用策を検討してまいりたいと考えております。

また、土地利用の基本となります道路整備につきましては、庁内に道路整備プログラムプロジェクトチームを設置し、町全体の道路網の再検証について作業に当たらせております。

成美地区の再生プランの具体策につきましては、まだお示しをすることはできませんが、これらの調査・検証を踏まえ、先に述べました金太郎計画2020の町民討議会を有効に活用し、地域の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

次に、夏まつり等の成美地区メイン会場復活の計画についてであります。

本年は、小山町制100周年を記念する事業として、町内で行われている大小約100件のイベントに冠を設けて実施をしております。その中には、町政記念式典をはじめ、おやまハンドレッドフェスティバル、お祭り関連では富士山金太郎春まつり、夏まつりなどが開催されたところであります。いずれのイベントも、町民の皆さんの御協力により盛大に開催されたことを、まずもって感謝を申し上げます。

さて、これからのイベントの会場についてであります。数千人を対象とするイベントは、駐車場やイベントスペースの関係上、生涯学習センターが最も安全で効率的な運営ができる会場であると考えております。

また、富士山金太郎夏まつりで行われている「おやまDEどんぶらこ」は、平成22年9月の台風災害を受け、役場横の鮎沢川から足柄ふれあい公園横の鮎沢川に会場を変更し、足柄地区の皆様のご協力をいただきながら、ふれあい公園内芝生広場でステージイベントや出店などで参加者をお迎えし、好評を得ており、今後もまつり実行委員会の協議を経ながら、足柄ふれあい公園を会場として実施していきたいと考えております。

一方、成美地区におきましても、地区内の貴重な観光資源を生かし、様々な新しい取り組みも行ってまいります。

6月24日からは、小山町観光協会の主催により、地元湯船区の皆様のご協力のもと、湯船公民館をメイン会場に、金太郎産湯の里・湯船あじさい祭りを開催し、今年で3回目を迎えております。年々盛況となり、本年はJR東海さわやかウォーキングが同日開催され、JR駿河小山駅から湯船公民館までの成美地区内を約1,200人ものハイカーが、田園地帯に連なるアジサイの小路を存分に楽しみながら歩き、大変な賑わいを見せておりました。

更に、初めての試みとして、11月17日からは同じく小山町観光協会の主催により、豊門公園・もみじ祭りを開催しました。豊門公園中央のもみじをライトアップし、各種団体のステージイベントや地元区の皆様の出店などで、多くのお客様を迎えることができ、今後、更に多くのお客様を迎えることができるイベントになると、期待をいたしております。

また、小山町の伝統行事であります、富士山金太郎春まつりが5月3日に金時公園を会場として開催されております。今年度は、雨天により、子ども相撲・綱引き大会が総合体育館での開催となりましたが、町政100周年を記念し、音羽山親方をお迎えして盛大に開催をいたしました。今後も、金太郎生誕の地である小山町をPRしていくため、金時公園を会場として、より充実した春まつりの開催に努力してまいります。

現在、成美地区で実施されているイベントを含め、様々な地域資源を生かし、地区の皆様のご要望や御提案などに耳を傾けながら、町内はもとより、町外から多くのお客様を迎え入れ、かつての成美地区の賑わいを取り戻せるよう、地区、行政、観光協会、商工会などが一体となって地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

- 議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。
- 11番（込山恒広君） 自分は聞き漏れたかどうか知りませんが、夏の「どんぶらこ」は小山地区ではやらないように、私も聞いたわけでございますが、それについて、もう一度お願いします。
- 議長（真田 勝君） 答弁を求めます。
- 町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほど答弁申し上げたとおり、22年の災害において、昨年は足柄で「どんぶらこ」を開催いたしました。開催するに当たり、足柄地区の方々にも相談しながら、いろいろ御協力を得たということで、昨年、今後についても足柄で協力ができるなら続けていきたいと、このようなことも地元から要望もございました。ということで、今年も昨年も続けてやってきたと、こういうことでございますので、来年につきましても、今申したとおり、でき得れば足柄でやっていきたいと、このような考えでございます。

○議長（真田 勝君） 再々質問はございますか。

○11番（込山恒広君） 今、「どんぶらこ」は足柄でということでございますが、なおさら元気がないと、私は判断しますので、やはり元気を出すように、成美地区が小山町の一番の大家さんでございまして、前には商店街を歩行者天国というような具合で、あそこを練り歩いて、踊りや何かした経験もございます。復活ではございませんが、そういったこともぜひ小山町を挙げて、商店街は須走と小山町の本庁舎の前しかございません。そこで、やはり歩行者天国のようなことをして、やはり活性化を図って、人口を減らさないように、全体として考えてもらえればありがたいと思っておりますが、よろしく願います。

以上、町長のまた答弁をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、この成美地区、大変な人口の減りようで、本当に、心配をいたしております。おっしゃるようなイベントでの活性化も、これは必要であろうかと思っておりますが、先ほど申したとおり、富士紡周辺の都市づくり等も今、いろいろ検討しておりますし、また議員から先般質問のあった、駅前の観光案内所の跡地利用についても、今、検討をさせていただいております。

とりわけイベントにつきましては、この成美地区におきましては、先ほど申し上げたように、春の金太郎まつりと7月のあじさい祭り、そして11月のもみじまつりと、3つ、大きなイベントがここで立ち上がって進んでおります。商店街にかかわる皆さん方も、これらのイベントに参加をさせていただいておりますので、この地区を挙げてのイベントと理解をしております。

ということで、イベントを含めて、この地域の活性化については、町として重点施策として取り組んでいくということをお話し申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 次に、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私は、児童虐待防止の啓発について質問をさせていただきます。

本年10月、広島県内で、小学5年生の女子児童が実母に暴行を受け死亡するという痛ましい事件が発生しました。9月にも愛知県内で、育児放棄により4歳児が死亡するなど、児童虐待問題の深刻さが改めて浮き彫りとなっております。

昨年度、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は、速報値で5万9,862件と、過去最

多を更新しました。これは1990年度の調査開始以来、21年連続の増加となっています。このような傾向について、厚生労働省虐待防止対策室は、児童虐待防止への社会的な関心や啓発が高まっていることが、相談件数の増加につながっているのではないかと分析しています。

その裏づけとなるのが相談件数とともに、近年、警察や近隣、知人からの通告、相談が急増している点で、特に近隣、知人からの通告、相談については、2003年度が3,435件だったのに対し、2010年度は1万2,175件に上っています。

これは、子どもの泣き声が聞こえてくるといったような事例でも、最悪の事態に至らないよう、積極的に通告、相談するケースが増えているためだといえます。厚労省対策室は、通告は、子どもを救うだけではなく、保護者の支援をしていくための入り口になる。消極的に捉えることなく、できるだけ早い段階で通告してもらいたいと強調しています。

また、2007年、改正児童虐待防止法で、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化されました。そして、警察官の同行も以前より求めやすくなっております。

しかし、経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れ、そのような様々な要因が浮上、そこに共通するのは孤立だと思えます。職を失い、借金を抱え、生活費や居住費に事欠いても、かつて昔は親族や友人が頼りになっておりました。しかし、地縁、血縁という見えない安全網はほころび、相談したり救いを求めたりする場は乏しく、あっても見つけにくい。そんな解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子どもに向け、ぶつけてしまう。そのような情景が脳裏に浮かびます。

さて、発覚した事件の中には、虐待を防ぐための連携体制が不十分であることも浮き彫りになっています。厚労省が作った専門家の検証委員会によると、虐待死事例の6割近くは関係機関と何らかの接点があったそうです。情報が迅速に共有され、有効に対処できていれば救えた命は多いはずです。

大事な子供達を児童虐待から救える手はずはなかったものか、自治体や児童相談所がもう一歩踏み出す手だてではないものか、また、近所の人達の知らせをもっと生かせないものか、町の児童虐待ゼロを目指した取り組みをとの思いから、次の2点について、町の見解を伺います。

1点目は、児童虐待防止の周知を図るため、地域で児童虐待を発見したときの通告、相談をしたいときに、ためらわずに電話できるよう、町役場直通の関係連絡先や各地域の児童相談所につながる全国共通ダイヤルなどを記したカードを作製し、町民に配布したらどうでしょうか。

2点目は、虐待による死亡事例の内、0歳児の死亡が約4割にも上ることから、育児相談など出産の前後からの支援にも力を入れるべきと考えます。特にこの0歳児ですが、生後1か月未満に集中しています。そのお母さんについては、若年妊娠や望まない妊娠などの問題とともに、育児不安、養育能力の低さ、感情の起伏が激しいといった心理的、また精神的な問題を抱えている場合が多いことも明らかになっています。

虐待が起きてからではなく、どういう行為がだめなのかを親に理解させることが虐待防止には

求められていると思います。親になる前の10代、20代の若者への啓発事業にも取り組むべきと考えますが、町の所見を伺います。

以上、児童虐待防止の啓発について、2点お伺いいたします。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに児童虐待防止啓発についての内、児童虐待防止の周知についてであります。

昨今、児童虐待に関する意識・関心はこれまで以上に高まっており、行政や教育機関だけでなく、地域の協力をいただきながら防止対策の必要性が叫ばれているところであります。

児童虐待防止の啓発といたしましては、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの配布や、広報おやまに虐待防止周知文の掲載、各区の掲示板へポスターの掲示、児童相談所全国共通ダイヤルが記載されているボールペン等の啓発品を広く配布して、児童虐待防止の啓発に努めております。

また、議員御指摘の児童相談所全国共通ダイヤルを記したカードは、本庁、各支所、健康福祉会館、総合文化会館のカウンターにチラシと共に置き、啓発に努めております。今後は、毎月各家庭に配付されている広報おやまに役場関係部署の直通連絡先と各児童相談所につながる全国共通ダイヤルの記事を掲載し、更なる啓発に努めていきたいと考えております。

次に、育児相談など、出産前後からの支援と、10代、20代の若者への啓発事業の取り組みについてであります。

まず、出産前後からの支援及び親に対する啓発についてであります。町では以前より、生まれた赤ちゃんの発育状況の確認や、母親の子育ての相談を助産師や保健師が訪問して行い、ほぼ100%状況を把握しております。

中には、子育てに強いストレスを感じていたり、育てる自信が持てない親もおりますので、個別相談や再訪問をするなどして、継続的な支援を行っております。

出産前の支援といたしましては、母子健康手帳の交付の際に保健師が面談し、各種の手続きとともに育児不安の軽減を図っていますが、その後、若年妊婦や不安のある妊婦等に対しましては、必要に応じて助産師による妊婦訪問も行っております。

また、初めて出産を迎える夫婦を対象に、妊娠中から出産や育児の知識を学び、夫婦がそろって愛情を持って協力し、育てていくことができるよう、パパママ学級を実施しており、約3割の方に参加していただいております。

その他として、24時間電話無料相談を開設しておりますが、平成23年度では全体の相談件数742件の内、小児科と産婦人科に関する相談が254件と全体の34.2%を占めていることから、これも育児の心配事や不安感を軽減する一助になっているものと思われま

す。虐待は早期に気づき、通報や相談支援につなげていく必要があります。このため、予防接種や乳幼児健診、赤ちゃん教室などの場は大変重要な気づきの場でありま

す。100%行い、支援体制を整えていくよう努めております。

次に、10代、20代の若者への啓発についてであります。

議員御指摘のとおり、10代、20代からの心身両面での健全な育成や、命を大切にする気持ちを育てることは、虐待の未然防止に大変重要なものと認識をしております。

このため、幼児期から学童期、思春期へと子どもの成長過程において、繰り返し命の大切さを教えていくことが必要であり、その取り組みの一つとして、5歳児を対象とした食育事業「レッツゴー食育」を実施し、生き物の命をいただいて私達の命はあるということを幼児に伝えております。

また、中学校では、技術・家庭の家庭分野の教科書において、子どもを守る取り組みの内容の中で、児童虐待防止が取り上げられ、授業で学習しております。特に小山中学校では平成23、24年度の2か年間、県と町の教育委員会の指定を受けて人権教育に取り組み、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができる生徒の育成に努めました。この小山中学校の取り組み成果については、研究発表等を通じて町内小・中学校の教育にも生かされております。

また、高校においては、保健体育の授業の中で、児童虐待防止について学んだり、講座を開催するなど、児童虐待防止の啓発に取り組んでいると伺っております。

今後こうした事業を更に充実させていくとともに、こころのケアなどの専門相談及び関係者と連携した支援体制を強化しつつ、20代への啓発の取り組みとして、成人式において児童虐待防止のチラシを配布するなどし、広く各世代への啓発事業を、展開していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○10番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

今、町長から様々な児童虐待に対しての町の対応、対処のお話を伺いました。本町で相談室などの関係機関が対応した児童虐待の実態、またはその児童虐待の疑いがあったものについてお尋ねをしたいと思

います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをしたいと思

います。小山町の実態でございますが、昨年度、23年度ですが、件数といたしまして、要護虐待が16件ございました。地区別に見ますと、成美地区が2件、明倫が8件、北郷が1件、須走が5件でございます。この内、御兄弟はそれぞれ別個で入っておりますので、件数としてはこのような状況

となっております。

○議長（真田 勝君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま町長より、児童虐待の実態について件数、地区等をお伺いいたしました。このことについて、例えば町、行政、警察、乳幼児健診のときなどは、あざとか傷とか医療機関がわかるわけですね。また、幼稚園とか保育所、小学校、地域、民生児童委員さん、これなどの連携体制の強化、これはどうなっていますでしょうか。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再々質問であります。この所管は教育委員会ということになっておりますので、教育部長から答弁させます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 虐待の関係につきましては、要保護児童という区切りで、町には要保護児童生徒対策地域協議会というものを設置しております。協議会には、委員構成として県東部の児童相談所、御殿場健康福祉センター、町の社会福祉協議会、民生児童委員、人権擁護委員、御殿場市医師会の代表、学校、幼稚園、保育園、行政等で構成されております。

協議会の全体会は年1回ですが、実務者研修会を年2、3回、また、毎月ケース会議を実施し、それぞれのケースに対応しております。

以上です。

失礼しました。警察も入っております。

○議長（真田 勝君） 次に、3番 池谷 弘君。

○3番（池谷 弘君） 本日、富士山世界文化遺産に向けた観光施設の整備について、3件の質問をさせていただきます。

富士山文化遺産登録が来年6月に予定されております。これを機に富士山須走口5合目周辺の豊かな自然、素晴らしい景観を多くの人達に紹介して、小山町活性化を図ることが必要となってきました。観光施設整備について、当局の考え、取り組みについてお伺いいたします。

まず、第1件目は、富士山須走口5合目からの富士箱根トレイルの整備についてであります。

5合目から馬返し付近までの富士箱根トレイル道の調査を行政で昨年実施しておりますが、このトレイル道の整備が、まだ行われておりません。この地には雲切神社等の遺跡もあり、また景観も富士箱根トレイルのほかの場所とは違った魅力があり、新緑から紅葉の季節まで森林浴もできる場所であり、富士山の魅力を満喫できるこの地を、多くの人達に散策していただきたい場所でもあります。

周辺には小山町が誇れるグランドキャニオンもありますが、残念ながら現在、立ち入りが許されていない状況でございます。トレイル道の整備やグランドキャニオン観光の今後の取り組みについて伺います。

次に、2件目は、須走口5合目から御殿場口新5合目ハイキング道整備についてであります。

須走口から御殿場口におりるハイキング道は、眼前に伊豆、神奈川県や山中湖、小山・御殿場の地が開け、振り返ると雄大な富士が望める大変素晴らしい地であります。ハイキング時間は2時間程度で、須走口5合目駐車場から御殿場口新5合目駐車場まで、なだらかな下りで老若男女誰でも歩け、その景観に大きな感動さえ受ける場所でもあります。小山町、御殿場市にわたる場所でもありますので、小山町、御殿場市で協力して、このハイキング道の整備を行っていく必要があります。

また、須走口と御殿場口の両登山口を結ぶ交通手段が、現在ありませんので、両登山口を結ぶ交通システム整備も必要と考えております。当局の今後の対応についてお伺いいたします。

最後、3番目といたしましては、観光ガイド育成についてであります。

今、全国では、まちおこしに躍起になって観光名所、名物、キャラクターにより積極的に観光PRを行っております。パンフレット等で観光客が来たとしても、観光名所のPRだけではリピーターはできないのが現状でございます。

四季折々の富士山や小山町の良さや富士山の歴史、富士山の植生や動物、富士山や小山町のイベントを伝え、安心してハイキングを楽しんでもらいながら、ぜひまた来てみたくなるようになっていただくために、伝統や自然、富士山、ハイキング道の説明ができ、この地の魅力を伝えられるガイドが必要と考えられます。富士山、小山町の良さを伝えられるガイド育成の取り組みについてお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお願いたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、富士山世界遺産に向けた観光施設の整備についての内、須走口5合目からの富士箱根トレイルの整備についてであります。

議員御承知のとおり、富士箱根トレイルは、金時山から富士山須走口5合目までを1本のルートで結ぶ全長約43キロメートルのロングトレイルとして、平成20年度に現在の富士箱根トレイル推進協議会の前身であります小山町トレイルロード町民検討会で調査、検討され、全体のルート計画が策定をされました。

その後、平成21、22年度にかけて、行政、富士箱根トレイル推進協議会及び一般ボランティアにより32基の誘導標識と7基の案内看板を設置すると共に、遊歩道の整備を行い、金時山から馬返しまでの約40キロの区間の通行ができるようになり、訪れるハイカーも増加をしております。

また、去る11月22日には、富士箱根トレイルを会場として移動知事室が開催され、川勝知事から事業への取り組みや自然環境について高い評価をいただいたところであります。

御質問の富士山須走口5合目から馬返しまでの整備についてであります。この件につきましては、私も早期の開通を考えておりましたので、今年度中に施設整備を完了するよう担当課に指

示してきたところであります。

しかしながら、国有林を所管します静岡森林管理署との調整、隣接する東富士演習場との区域境界の確認などに時間を要することとなりましたが、本年10月に現地の一部再測量を行い、遊歩道として使用する区域について協議が整いました。

今後は、国有林野無償貸付申請書を静岡森林管理署に提出し、国立公園法、文化財保護法を所管する関係機関へ許可申請を行い、全ての事務手続きを年度内に完了させる予定であります。

整備につきましては来年度になりますが、雪解けを待って既に製作済みの誘導標識を設置し、遊歩道の整備を行った上で通行ができるようにしてまいります。

次に、グランドキャニオンへの立ち入りですが、グランドキャニオンと呼ばれる場所は東富士演習場の区域内に位置しております。そのため、現在は立ち入りが禁止されており、町がグランドキャニオンへの遊歩道を容易に整備することは難しいと考えております。

しかし、観光地として見学等の希望が多いことも事実でありますので、隣接地を通る富士箱根トレイルからの眺望箇所の整備など、安全な形で見学ができる工夫をしております。

次に、須走口5合目から御殿場口新5合目ハイキング道整備についてであります。

御指摘の場所は、須走口5合目から御殿場口太郎坊駐車場までのルートで、その昔はブルトラーザーなどが物資運搬のために使用していた道であると聞いております。現在は、ブルトラーザーなどの通行もなく、道としての形状は残していますが、登山道や遊歩道としての位置付けがなされておられません。

現地につきましては、担当課で踏査を行っておりますが、その眺望は素晴らしく、須走口と御殿場口の連絡ルートとしての活用のほか、夏山登山シーズン以外の富士山の魅力を体験できる場所であるとの報告も受けております。

しかし、このルートは国有林と民有林の中にあり、小山町と御殿場市の行政界をまたいでおります。更に、御殿場市側では東富士演習場区域内を通過しているため、遊歩道としての位置付け、整備を進めるに当たっては、行政間の調整、関係機関との協議など幾つかの課題が挙げられます。

議員御案内のとおり、富士山の世界文化遺産登録が来年6月には決まると言われており、今後、ますます富士山への観光需要が増加すると思います。その意味でも、富士山の魅力や楽しみ方を広げていくための施設整備として、御殿場市と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

また、須走と御殿場の登山口を結ぶ交通システムにつきましても、その有効性と実現性を検討しながら、公共交通機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光ガイド育成についてであります。

観光振興を図る上で、小山町の魅力を伝え広める観光ガイドの存在は必要であり、今後需要が増加すると考えております。

全国ではボランティアで自分達が住んでいる地域等の案内、紹介を行う観光ボランティアガイ

ドの活動が盛んに行われていますが、これらの方々はプロではありませんので、無料若しくは低価格で来訪者や観光客に地域の魅力を紹介をしています。

町内でも観光ボランティアガイドとして活動している団体に「四季の旅人」があります。「四季の旅人」は独自にガイドマニュアルを作成して、町内の観光スポットやハイキングコースの案内、紹介を行っております。

また、富士箱根トレイル推進協議会の中にはガイド部会が既に設けられており、安全に富士箱根トレイルの魅力を紹介する観光ボランティアガイドの育成について、先進地の事例研究などを行い、検討をされております。

議員御指摘の富士山やハイキングコースを案内する観光ガイド育成については、現在、町内で活動している観光ボランティアガイドをはじめ、富士山周辺の散策ガイドを行っている方々を、交えながら、小山町観光協会と調整を図り、統一したガイドマニュアルの作成や観光ボランティアガイド養成講座などの開催を、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○3番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

観光ガイドについてでございます。

これからは、外国人も多数富士山の方に来ていただけたらと思います。特に外国人に対する観光ガイドについて、どのような取り組みをしていただけるのかというようなことを、伺わせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 外国人に対するガイドについて、再質問にお答えをしたいと思います。

報酬を受けて外国人に付き添い、旅行に関する案内を行うガイドとして、観光庁が所管しています通訳案内士がおります。これは国家試験に合格後、都道府県知事が通訳案内士の登録を行い、通訳案内士として活動を行うことができます。

富士山5合目の夏山シーズンの中で、県の派遣によって富士山登山ナビゲーターというのを、この7月から9月半ばまで配置をいたしております。この方が英語ができるガイド、また中国語ができるガイドということで、朝の8時から夕方6時までということで対応しているという状況でございます。

また、外国人を対象とした案内で必要なのは、同一の言語でコミュニケーションを図れるということで、また、このことについても観光協会の方々とも相談しながら、また県のナビゲーターと併せて、町としても対応を検討していきたいと、このように考えております。

○議長（真田 勝君） 次に、7番 米山千晴君。

○7番（米山千晴君） 通告いたしました富士山「世界文化遺産」登録された後の対応について、5件の質問をさせていただきます。

世界文化遺産登録まで、やっと9合目までやってまいりました。長年に亘り携わってこられました多くの方々に敬意を表すものであります。

富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みは、平成18年から、静岡・山梨両県及び関係市町村により進めてまいりました。

そもそも世界遺産とは、ユネスコにおいて採択された世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つ物件のことです。

日本は、平成4年に世界遺産条約を締結し、この頃から富士山を世界自然遺産へ登録する市民活動が始まりました。この活動は全国的に広がりを見せ、約240万人もの署名を集めて、平成6年には国会へ提出しましたが、ごみ問題等の環境管理が困難であることや、火山としての特徴が世界遺産の登録基準を満たしていないことが原因で、国は推薦を見送っております。

その後、文化的景観という観点から、富士山を世界文化遺産へ登録するための取り組みが進められ、中曽根康弘元首相を会長とする認定NPO法人富士山を世界文化遺産にする国民会議が発足されました。また、富士山周辺の自治体においても、登録推進のための部署が新設されたほか、静岡・山梨両県の関係市町の推進組織である富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議が設置され、登録に向けた活動が本格的にスタートいたしました。

その結果、平成19年の第31回世界遺産委員会において、富士山が登録のための暫定リストに登録され、本年1月には日本政府からユネスコに世界文化遺産登録のための登録推薦書が提出されました。

去る9月上旬には、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスの現地調査が行われたところでございます。

その調査結果を踏まえ、平成25年にカンボジアで開催されるユネスコ世界遺産委員会において登録の可否が決定することになります。世界文化遺産を所管する文化庁をはじめ、地元に住する私達も登録を切望しているだけでなく、登録決定を確信しているところであります。

富士山が世界文化遺産に登録されますと、富士山への観光客と登山客は大幅に増加され、大変な混雑が予想されます。ここ数年来、登山者だけでも30万人余を超えております。環境保全も危惧されており、観光振興との両立は、大変な課題と考えます。

また、外国人来訪者や軽装登山者等の増加により、登山に対する危険性の増大についても懸念され、また観光客の増加はごみの増加にもつながります。抜本的な対策として、登山マナーの啓発や一定の入山規制を議論するのは避けられない時期と考えます。

私達小山町に位置する須走口登山道の歴史は非常に古く、1384年の銘が入った懸仏、石仏等が登山道から出土していることから、南北朝時代には須走口登山道が開通しており、富士山信仰が隆盛する江戸時代中期を過ぎると、登山者は2万5,000人を超えております。そして、大変な賑わいを見せたということが古文書から伺い知ることができます。

その後、昭和34年には、現在の5合目までバス道路が開通し、馬返しから古御嶽神社までの登山道は使用されなくなりました。その道中には女人堂跡、大日堂跡などの修験道や富士講の遺跡がたくさん存在しております。

これらの遺跡については、平成20年に5合目の古御嶽神社わきの富士講、若しくは修験道の行場跡と考えられる遺跡の調査が教育委員会主体で実施されました。

しかし、昨年3月11日と15日の未曾有の大地震により、遺跡の一部が損壊してしまいました。雪崩等の厳しい自然条件を勘案し、遺跡を後世へ末永く継承していくためには修復が必要ではないかと考えます。

また、毎年多くの人々でにぎわう富士浅間神社にも、世界文化遺産登録後には更に多くの参拝者が来訪することが予想されます。現在も週末になれば大型バスや乗用車で混雑しており、来訪者の利便性に支障をきたすことともなりかねません。

昨年、世界文化遺産に登録された平泉でも、予想以上の来訪者に駐車場は飽和状態、地域住民はもとより、行政も環境の悪化に苦慮していると聞き及んでおります。そのため、富士浅間神社周辺の今後の整備と対応は急務であり、多くの来訪者を迎え入れる小山町の責務ではないでしょうか。

霊峰富士を守り、次の世代に引き継いでいくために何をすべきか、そして、富士山から有形、無形の恩恵を受けている私達が富士山への思いを共有して行動すべき時期が到来しているのではないかと考えております。

そこで、5点の質問をさせていただきます。

- 1 点目、環境保全と観光振興の両立をどう考えるのか。
- 2 件目、外国人観光客及び登山客への対策。
- 3 件目、入山規制の必要性。
- 4 件目、旧登山道及び古御嶽神社わきの富士講遺跡の今後の管理と整備。
- 5 件目、富士浅間神社周辺の整備と対応。

以上、5件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

はじめに、富士山が世界文化遺産に登録された後の対応についての内、環境保全と観光振興の両立についてであります。

富士山の環境保全については、国立公園及び国定公園などを保護する自然公園法や重要文化財などを保護する文化財保護法などに基づいて行われております。これは富士山が世界文化遺産に登録された場合においても、新たな法的規制を設けず、現行の法律で保全を目指すことになっております。

富士山の自然環境の現状としては、ここ十数年の登山者のモラルの向上や各種団体の清掃活動

によって放置ごみは減少し、し尿についても国や県、関係市町及び山小屋がバイオ処理方式等による環境配慮型のトイレに改修したため、衛生的にも改善されております。

来年の6月に富士山の世界文化遺産登録が決定されますと、登山者や観光客の大幅な増加が見込まれ、環境への負荷も増大すると考えられますので、観光振興と同時に富士山の自然環境の保全についても慎重に対応してまいります。

また、現在、町では富士山須走口5合目の整備計画を策定しておりますので、環境保全と観光振興が調和した整備を進めていきたいと考えております。

更に、環境基本条例、観光振興条例の制定に向け、準備をしております。制定後は条例を指針として、富士山の環境保全及び観光振興を進めていくこととなります。

環境基本条例では、観光等の滞在者についても環境保全等の協力を規定しておりますので、例えば登山者についてはごみを持ち帰ることの徹底や交通渋滞に伴う排気ガスの影響を軽減するためのマイカー規制への協力などをお願いし、観光振興条例では、町の象徴である富士山の恵みに感謝し、周辺の自然環境の保全を図りながら、来訪者を受け入れるための適切な整備の推進に努めることとしております。

世界文化遺産登録後の環境保全と観光振興については、静岡県のみならず山梨県を含んだ富士山周辺の自治体や国、県及び関係団体などを交えて、連携し協力して進めてまいります。

次に、外国人観光客及び登山者への対策についてであります。富士山には、毎年約30万人もの登山者が訪れ、須走口においても登山者及び5合目の観光客を含め、約11万人余の方が国内、海外、老若男女を問わず訪れています。

しかし、一方では富士登山を軽視し、いわゆる観光登山など装備も十分でないまま山頂を目指す登山者や道迷いの外国人も多数おり、遭難の危険が後を絶たないのも現状であります。

こうした事態を改善するために、静岡県と小山町で共同し、平成22年から富士山夏山期間中の7月1日から9月上旬までの間、登山者に対し、登山指導や案内サービスを行い、遭難事故及び道迷いを防止するとともに、登山者の利便性の向上のために観光案内も併せて行う「富士登山ナビゲーター」を24時間体制で常時2名配置をしております。また、外国人登山者にも対応するために、午前8時から午後6時頃までの間は、主に英語と中国語が話せるナビゲーターを配置し、富士山を訪れた外国人登山者が安全に登山ができるよう支援をしております。

今後も富士登山ナビゲーターの活用及び関係団体の御協力をいただきながら、外国人観光客及び登山者への対策を講じてまいります。

次に、入山規制の必要性についてであります。

富士山須走口は、近年の登山への人気の高まりとともに、登山者が増加傾向にあり、5合目駐車場が混雑し、多くの車両が路上駐車するなど、利用者に多大な御迷惑をおかけしているところでもあります。また、環境への意識の高まりや、富士山の世界文化遺産登録の動きに見られるように、富士山の環境を守ることがより重要となっております。こうしたことから、渋滞解消、環境

保全の手法としてマイカー規制を実施することにより、来訪者に安全で快適な富士山観光を楽しんでいただくことが必要だと考えております。

須走口では、平成19年度から社会実験としてマイカー規制を開始し、当初は3日間の実施でありましたが、平成20年度、21年度、22年度はそれぞれ6日間、平成23年度は26日間、そして平成24年度は34日間実施したところであります。

こうした取り組みは、ふもとの乗り替え駐車場の容量によって、富士山への入山を制限する働きもありますが、静岡、山梨両県の各登山口の足並みをそろえることが必要であります。

夏山期間中に年間約30万人が登山するという現状では、過剰利用であるという学識者の意見もありますが、入山規制につきましては、富士山周辺の市町の今後の動向を見ながら、慎重に対応してまいります。

次に、旧登山道及び富士講遺跡の今後の管理と整備についてであります。

旧登山道沿いには、御室浅間神社跡や女人堂跡が確認できますことから、旧登山道の管理、整備については、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律の遵守を関係者に指導していきたいと考えております。

古御嶽神社わきの富士講遺跡については、平成20年8月から9月の期間において、文化財調査をいたしました。その際、遺跡として確認できた石積みのある4か所を調査し、位置図、平面図、立面図を作成し、遺跡の記録保存を図りました。

位置図等の作成に当たり、簡易GPS測量を用いて座標値を取りつけたことから、今後、自然災害等による遺跡の損壊の際には、そのデータを元に復元することが可能となりました。

また、遺跡から江戸時代中期から後期にかけての肥前産の染めつけである「くらわんか」と呼ばれる小椀が採取されたほか、山岳信仰の修行場や祭壇と想定される遺構が確認されましたことから、富士山の信仰を研究する上で非常に貴重な遺跡であると思われれます。更に、この遺跡の類例が富士山には存在していないことから、富士山研究の更なる発展に寄与するものであると考えられます。

遺跡の今後の管理につきましては、地権者であります静岡森林管理署だけでなく、国、県、町が適切に保護していくことが必要であります。

また、当遺跡は富士山の世界文化遺産登録のための構成資産である「富士山域」に含まれております。そのため、遺跡の範囲は国の特別名勝地内や国立公園地内に位置しており、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律により、その価値が担保されております。

また、開発や整備等の現状変更につきましては、厳格に規制されておりますことから、案内看板や遺跡見学用の施設を整備することなく、現状のまま、未来へ継承していくことが最適であると考えます。

そのため、今後予想される自然災害等による崩壊への対応につきましては、文化財保護法の維持の措置という観点から、平成20年度の文化財調査の結果を元に、現状に復すことで保護や災害

復旧に努めてまいります。

次に、富士浅間神社周辺の整備と対応についてであります。

現在、構成資産である富士浅間神社の周辺地区における景観まちづくりの方策を検討するため、須走地区の「富士浅間神社周辺景観づくり」ワークショップを立ち上げ、沼津土木事務所が事業主体となり、行政、地域住民及び地域担当職員が協働して取り組みを始めているところであります。

11月1日に開催されました第1回ワークショップでは、18名の方に御参加をいただき、2班に分かれ、現地確認調査を行い、浅間神社を取り巻く市街地を約2.5キロ、1時間半にわたって歩いていただきました。会場に戻りましてからは、現地で見えて感じたことを現状・課題・問題点などを出し合い、具体策についてグループ毎に取りまとめ、意見発表をしていただきました。

須走地区におきましては、まちづくり交付金を活用した市街地の整備を進めてまいりましたが、このような地域住民の意見を反映するワークショップの取り組みに基づき、道路上の世界遺産誘導標識や、個々の看板の統一化、須走本通りの電線の地中化など、国や県の御協力をいただきながら、富士浅間神社周辺の整備と対応を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私はMV-22オスプレイのキャンプ富士での飛行訓練についてと、成美小学校の外トイレとプールの改修についての2つの内容について質問させていただきます。

まず最初に、MV-22オスプレイのキャンプ富士での飛行訓練についてであります。

先月2日、森本防衛大臣は全国知事会議で、米軍が沖縄に配備した新型輸送機MV-22オスプレイの低空飛行や離発着などの訓練が、本土の米軍施設で11月から始まるとの見通しを説明しました。この中には、当然御殿場市にあるキャンプ富士も含まれるわけです。

これに対して川勝静岡県知事は、「地方の意見をくみ上げる場でいきなり地方に通告するような態度は言語道断。キャンプ富士の名前が出て、聞き間違えたと思ったぐらいだ。」と不快感を示しました。県知事同様、直ちに御殿場市長や勝又農民再建連盟委員長も、頭越しで一方的な発表に抗議の談話を表明しました。

この11月2日以降、当然ながら、オスプレイ問題は急展開を余儀なくされています。

そもそも、なぜこの新型輸送機MV-22オスプレイが問題視されているかといえば、モロッコやフロリダでの相次ぐ墜落事故に対して、オートローテーション機能の欠如等の安全面での懸念

が極めて大きくなったからです。日本の航空法ではオートローテーション機能のない回転翼機は飛行禁止なのですが、米軍機は日米地域協定に基づき、同法が適用されないという屈辱的な実態があります。

相次ぐ重大事故を受けて、アメリカ本国では地元民の反対からハワイでの訓練を断念せざるを得ませんでした。

自国での訓練は取りやめる一方で、日本の岩国や沖縄の大きな反対の声は黙殺して陸揚げ、配備を強行してきた経緯があります。日本政府も国民の安全をきちんと担保できないのに、オスプレイの安全評価を下し、全国での訓練を容認しました。アメリカ言いなりのこのような政府の態度を簡単に受け入れるわけにはいきません。

沖縄にオスプレイが配備されて約2か月。安全性への懸念が払拭されない中での政府のこの公表は、訓練に係る地元の意見をないがしろにしていると言わざるを得ません。あらかじめ地元の意見や意向を聞き、安全対策などを丁寧に説明した上で理解を求めるというのが順序というものです。

更に、日米政府の間では、安全確保策で合意し、深夜・早朝の飛行制限や人口密度密集地を避けてた飛行経路の設定、垂直離着陸モード、いわゆるヘリモード飛行は米軍施設内で行うなどが定められました。

しかし、合意はいずれも「可能な限り」などのただし書きつきで、完全な制限・禁止ではありません。沖縄では、基地外でのヘリモード飛行が目立ち、安全確保策は有名無実化しています。同様なことはキャンプ富士でも起こり得ます。

このように、多くの不安材料を抱える中で、本土でのオスプレイ飛行訓練の強行実施が計画されています。

6月上旬にアメリカ側から日本政府に提出された「環境レビュー」によると、分遣隊2機から6機が毎月2、3日の間、キャンプ富士等に展開し、訓練を実施。キャンプ富士における運用回数は現状よりも10%増え、年間500回となり、夜間訓練も行うとされています。また、日本全国6本の航法経路において150メートル以下の高度で低空飛行訓練を実施すると記載されています。

キャンプ富士における運用回数の増加に限ってみても、基地の全面返還に対して逆行するもので、簡単に容認できるものではないことは新聞紙上で述べている再建連盟委員長の談話からも明らかです。

町長は先月20日に御殿場・裾野両市長と東富士演習場地域農民再建連盟の勝又幸作委員長とともに国に出向き、オスプレイの飛行運用に関する申入書を提出し、3項目にわたる内容で申し入れをしてきました。これに対して、大野政務官は、「今後、東富士演習場使用協定運用委員会を開いて、事前の説明協議を行う」と確約したといっています。

更に、後の新聞報道では、防衛省南関東防衛局幹部が地元権利者団体や2市1町と県庁を訪れ、12月上旬にも運用委員会を開催し、国がオスプレイ運用に関する経緯などを正式に説明するとい

う申し入れを行ったと報道されました。これらのことに関しては、先月30日に行われた議会全員協議会の席上でも説明があったとおりです。

御承知のとおり、私達小山町議会も、12月議会開会初日に意見書の採択をしたばかりです。なぜ意見書を上げたかといえば、それはとりもなおさず町民の身体・生命・財産と安心・安全な生活を守る立場から発したからであります。11月9日、約1か月前現在で、オスプレイの配備や訓練中止、見直しを要求する意見書は全国で146自治体を超えています。

これまで、米軍と政府がとってきた態度が、地元をないがしろにした頭越しの行為だったことに対する不満が、関係自治体の住民だけでなく、多くの日本国民の怒りに結びついているわけです。

前述のとおり、町長は関係市長や再建連盟委員長などと、実際に国に足を運び、オスプレイの飛行運用上の申し入れをする努力をしてきましたが、この12月議会においてもオスプレイの訓練実施に対する見解を表明し、町民の安心・安全を守る立場を改めて明らかにすべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

次に、成美小学校の外トイレとプールの改修についてであります。

小山町内の教育関連施設は、須走小の体育館改築、須走小放課後児童クラブの新築、小山中の校舎耐震工事、体育館の改修、武道場の新築、北郷小の校舎と給食室の耐震工事、きたごう保育園の移転と幼保一元化園舎の工事、いきど・すがぬま保育園の改修工事等、この間、数多くの工事を手がけてきており、着実な成果を上げてきています。しかし、取り残されてしまったところがまだあります。その一つに成美小学校があります。

成美小学校は平成21年度からプール横にある外トイレが使えない状態が4年間続いています。使用禁止にしているわけは、トイレの詰まりだそうです。トイレの高さと浄化槽の高さに問題があるのか、配管などに問題があるのかわかりませんが、トイレの周りにロープを張って使用禁止にしてあり、4年目になりました。外トイレは要らないのではという意見もあると聞きますが、それは余りにも現場を知らな過ぎる意見です。

夏場、プールを利用する際にトイレに行きたくないと、子供達は校舎内に設置された放課後児童クラブのトイレまで行かなくてはなりません。また、休日などにグラウンドでサッカーやソフトボールをして遊ぶ場合は、わざわざ豊門公園わきにあるトイレまで走っていく始末です。

私は、この問題が解決されないまま存在することを9月の決算議会の際に、所管の文教厚生委員会で取り上げさせていただきました。しかし、そのときの当局の回答は、大型の工事が目白押しで、成美小の問題は優先順位がどうしても低くなってしまおうという話でした。

確かに大型工事が連続して計画されており、成美小の外トイレなど小さな問題かもしれませんが、そこで日々学び育っている児童がいる以上、後回し後回しにして我慢しろと何年も放置していて良いものだろうかと疑問を抱きます。

また、この外トイレ以上に大きな問題なのが、成美小学校のプールです。私が小学校のときに

できたこのプールですが、近隣にはない50メートルプールで、既にできてから50年以上経過しています。

学校関係者にお聞きしたところ、ろ過器は壊れていて機能していないそうです。珪藻土を入れて運転すると、プール内に白い水が排出されてしまい、珪藻土を入れて行う通常のろ過ができていません。消毒は塩素消毒だけで済ませているという異常な状況が続いているそうです。これでは児童も保護者も教師達も安全性への不安が募るばかりです。私は、よくこのままの状態で今日まで来ているなという感じをしております。ろ過が不十分なことを承知の上でプールを開いていることは、重大な問題点だと指摘しないわけにはいきません。

また、水漏れもあり、プールいっぱい水を張っても、上から10センチから15センチぐらい水位が下がってしまうそうです。更に、プールサイドのコンクリートは風化が目立ち、コンクリートの継ぎ目からは草が生え、一目見ても維持管理するのに大変だろうと感じます。それより何より、子供達が足でも切らないか、安全面で不安になります。学校職員が懸命にモルタルを埋めたりして整備しているようですが、素人仕事なだけに限界があります。このプールが抱える問題も、外トイレ同様に一刻も早く解決してやらなければならない課題です。

ただ、金時公園にある町営プールをなくし、成美小プールを町営プールとして学校プールと併用するという構想があるといううわさも耳にしています。そういう構想があるから、プールの不具合もすぐに手がつかないのでしょうか。児童数などを考えたとき、50メートルプールは必要ないようにも思います。町営プールにしたところで、25メートルプールで良いのではないのでしょうか。金銭的管理面から考えても、プール監視などの安全管理面から考えても、25メートルプールに縮小した方が良いのではないかと考えます。

しかし、もし町営プールにするなら、大規模な改修が必要になってくるでしょう。町営プールとして活用する時間帯に学校の裏門を通過して自家用車が自由に出入りするのは、学校の防犯上好ましくなく、駐車場をどこに設けるのかという点や進入路をどこにするかといった大きな問題も横たわっています。ですから、町営プールとの併用を考えると、そう簡単な改修では済まないように思います。

いずれにしても、プールの改修については、長期的な見通しによっては大きく左右される問題ですが、ろ過器の取り替えなど緊急を要する改修もあるわけなので、学校の職員や保護者、更には何よりも子供達に見通しがもてるような提案をなるべく早くしてやる必要があるように思います。

たまたま来年、成美小は創立140周年の節目に当たります。そんな節目の年に、一步踏み込んだ改修工事を期待するわけです。ちょうど来年度予算編成の真ただ中の時期だと思いますので、単年度での改修が不可能で、複数年度に亘る改修になるにしても、ぜひその第一歩を踏み出してやってほしいという思いは強いです。

以上を踏まえて、次の2点について質問します。

まず第1点は、引き続き教育関連施設の大型事業で莫大な費用がかかることはわかりませんが、外トイレについてもプールについても実際に困っている現実を直視したとき、改修の見通しは立たないのかという点です。

2点目は、プールについては、成美小のプールを町営プールにするという話も耳にしますが、その方向での構想は現実の可能性としてあるのかという点です。

以上、私の2つの質問といたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

MV-22オスプレイのキャンプ富士での飛行訓練についてであります。

米国海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイにつきましては、これまで運用されてきましたCH46機の後継機として、米国において換装が決定している輸送機であります。

これまでオスプレイに関する国側からの報告は、4月11日に発生したモロッコにおけるMV-22墜落事故及び6月13日に発生したフロリダにおけるCV-22墜落事故に関する報告が、それぞれ南関東防衛局よりありました。その後、事故分析結果報告がそれぞれの事故についてあり、こうした説明は合わせて6回ありました。キャンプ富士での訓練については、現在まで国側より詳細な説明はありません。

議員の皆様に対しましては、こうした国側からの説明について、機会を捉え、説明させていただいているところであります。

キャンプ富士での飛行運用については、東富士演習場使用協定に基づいた地元との事前協議が必要であると考えております。

11月2日に開催されました全国知事会での森本防衛大臣の発言は、これまで築き上げた東富士演習場関係者と国側との信頼関係を損なうものであり、御殿場市に隣接する我が町といたしましても誠に遺憾であります。

町といたしましては、本年7月、静岡県内の自衛隊基地が所在する市町と県で組織しております静岡県基地連絡協議会による飛行訓練に対する要請を行い、東富士演習場農民再建連盟においてはオスプレイの沖縄配備と運用に関する申し入れを8月にしたところでありますが、現在まで国側からはキャンプ富士での訓練に対する詳細な説明はありませんでした。

こうしたことから、町はもとより、東富士演習場が所在します御殿場市、裾野市の2市1町の首長、東富士農民再建連盟の4者連名によるオスプレイ飛行運用に関する申入書を手渡すため、11月20日に森本防衛大臣に面会を申し入れましたが、公務の都合から大野政務官に面会し、申入書を直接手渡したところであります。

国側に対しましては、事前協議が整う前に訓練が開始されないことがないよう、使用協定に基づく運用委員会の開催について確約を取りつけたところであり、12月6日に開催する予定となっております。

オスプレイの飛行運用につきましては、今後も町民の皆様の安全安心のため、国側に詳細な説明を強く求めていく考えであります。

なお、次の成美小学校の外トイレとプール改修につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 成美小学校の外トイレとプールの改修についてお答えします。

成美小学校のプールは、昭和34年に50メートルプールを設置し、昭和51年に低学年用のプールを増設し、現在に至っております。50メートルプールにつきましては、設置後50年以上経過しているため、老朽化もかなり進んでおりますが、小規模な修繕を随時実施しながら使用しているところであります。

現状のろ過器の不具合につきましては、水質検査の数値が水泳を行うときの基準値に適合しているため、改修を行いながら使用しております。水漏れにつきましては、改修にかなりの費用がかかるため、水を補充しながら対応しているところであります。

また、外トイレにつきましては、昭和58年に建てられたものであり、一部改修をしながら使用していましたが、成美小学校のプールは一般開放しておりませんので、授業時間や夏季休業中に児童がトイレに行きたくなったときには校舎内のトイレを使用するようにしていきまして、4年前から使用禁止としております。

今まで計画的に実施してきました学校施設の耐震化事業につきましては、今年度で完了いたしますが、保育園の耐震事業や生涯学習施設のリニューアル事業との兼ね合いもありますが、順次プールやその他施設の必要な箇所の改修を行っていきたいと考えております。

また、中島の金時公園内の町民プールは、昭和45年の開設で、老朽化が進んでいますことから、成美小学校のプールを町民プールとして利用できるよう進めております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○4番（高畑博行君） まず、質問の1つ目の新型輸送機MV-22オスプレイのキャンプ富士での飛行訓練については、町民の安心や安全の立場に立った町長の適切な対応を改めてお願いし、再質問はいたしません。

2つ目の質問の成美小学校の外トイレとプールの改修に関する問題で再質問をさせていただきます。

水質検査に適合しているから等々の回答がございました。ただ、外トイレの改修については、ぜひ一刻も早い対応を改めてお願いしたいと思います。授業のときは教室内のトイレを使えば良いわけですが、夏休み中はそうはいきません。ですから、やっぱり外トイレの存在というのは非常に大事になってくるというふうに考えております。

プールの問題は、町営プールへの構想とろ過器の修理はいったん切り離して対処したらどうでしょうか。現在、適切なるろ過作業がされないままプール運用がされている点は、管理不十分であ

ることを指摘されても反論できません。ですから、町営プールにする、しないという問題は先の問題だとしても、まずろ過器の修理を急ぐべきと考えますが、その点でのお考えを改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 再質問にお答えします。

外トイレの改修、またろ過器の修繕、いずれも必要なことと認識はしております。しかしながら、先ほどの教育長答弁のとおり、全体の他の保育園の耐震化、あるいは生涯学習施設のリニューアル工事、また町全体の計画の中で検討していきたいと思っております。改修が必要だということは同じ認識だということで御理解お願いしたいと思います。ろ過器も同じです。

○議長（真田 勝君） 再々質問はよろしいですか。

お諮りします。一般質問継続中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次回は、12月5日水曜日 午前10時より再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会します。

午後1時29分 延会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	真 田	勝
署 名 議 員	鷹 嶋	邦 彦
署 名 議 員	阿 部	司

平成24年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成24年12月5日(第3日)

招集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君
小 山 消 防 署 長	芹澤 栄君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 12番 鷹嶋 邦彦君 1番 阿部 司君

散 会 午後1時19分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

5番 桜井光一君

1. 姉妹町岡山県勝央町との交流について

8番 湯山鉄夫君

1. 富士山の噴火活動を想定した防災の取組みについて

1番 阿部 司君

1. 消防団の車庫や詰所の環境整備について
2. (仮称) 郷土資料館の公開施設の整備について

12番 鷹嶋邦彦君

1. 小山町国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用推進について
2. 町道の外側線の維持管理について
3. 地域住民による子育て支援について

9番 梶 繁美君

1. 平成25年度予算編成方針について
2. 安心・安全な通学路の確保について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、昨日に引き続き、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、5番 桜井光一君。

○5番（桜井光一君） おはようございます。

姉妹町岡山県勝央町との交流について。

私は、今年10月6日、7日で開催された第31回勝央町金時祭に参加して、その中で交流について思ったこと、感じたことを3点質問させていただきます。

1点目は、昭和49年に足柄小と勝間田小が姉妹縁組を結び、交流を継続していると聞きましたが、両校間の主たる交流事業を教えてください。

勝央町には、あと植月北小学校、勝央中学校、勝間田高校があります。その中で植月北小学校と北郷小学校は同じ呼称、北小同士、縁組させたらどうでしょうか。ほかにも勝央中学と小山中学、小山高校と勝間田高校もプロポーズさせたらどうでしょうか。青少年の時代からお互いの町を知り交流を深めるのも、次世代を担う若者には貴重な財産となり得ます。町のお考えは。

2点目は、100周年記念事業の中で、少年団スポーツ交流として少年野球の交流を行い、交流試合やスピードウェイコースの試走、富士山須走口5合目小富士散策等、勝央町の関係者には大変好評でありました。そこで、毎年少年団スポーツ交流を行う考えはありますか。勝央町はスポーツ少年団の活動も非常に盛んであり、年間最優秀選手の表彰もしており、各少年団員の励みと頑張りにもつながり、チームも活気づくと確信します。小山町でも年間MVP制度を取り入れ、表彰するお考えはありますか。

3点目は、平成25年には、我が町のシンボル、誇り高き日本一の富士山が世界文化遺産に登録実現が現実視される所所であります。勝央町民との会話の中でも、富士山を見たい、登ってみたいとあこがれを持っている人が大勢いました。

そこで、これを機に、勝央町民を富士登山に御招待してはどうでしょうか。勝央町は遠方なので、なかなか個人的には富士登山は難しいので、町として企画し、勝央町民を募集するというお考えはどうでしょうか。

以上、3点の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 改めましておはようございます。桜井議員にお答えします。

はじめに、足柄小学校と勝央町の勝間田小学校との交流事業についてであります。

両校は昭和49年8月に姉妹校の縁組をし、児童の作文や金太郎の絵などの作品をお互いに送るなどの交流を行っていましたが、平成17年度を最後に、現在は交流を行っておりません。

人的な交流は、遠方のため難しいと考えますが、それぞれの子供達が描いた絵など送るなど、物的な交流は可能でありますし、岡山の産業や文化などを学習する機会にもなりますので、姉妹校としての交流を深めたいと考えております。

また、昨年度、坂田金時没後1,000年の事業として、勝央町の保育園児と町の幼稚園・保育園児が金太郎の絵を描き、双方の町で園児の作品展を行い、交流を図りました。

議員御提案の、ほかの学校同士の交流についても、同様の方法での交流について、併せて検討していきたいと考えております。

次に、スポーツ少年団の交流についてであります。

町には、スポーツ少年団が9団体ありますが、団員数は10人から77人と規模も異なり、競技種目も野球、ミニバス、サッカー、バレーボールと様々です。

町としては、子供達のスポーツ推進を図るため、スポーツ少年団活動助成金を交付しておりますが、基本的な活動等は各団体とも会員の会費で運営しております。このため、勝央町とのスポーツ交流が可能な団体と困難な団体とがあると思われまますので、個々のスポーツ少年団に順番に交流をお願いすることは難しいと考えております。

本年度は100周年事業として、スポーツ交流事業を行いました。基本的には姉妹町とのスポーツ交流は、民間交流を中心に考えております。このため、個々のスポーツ少年団から具体的な交流要望がありましたら、町としても応援していきたいと考えております。

また、年間MVP制度の導入についてであります。異なる種目、異なる団体の中で年間MVPを町が決めることは困難であります。このため、町内9団体で組織するスポーツ少年団本部の会議で提案し、各団体において団体MVP選手を表彰するなど、団体の活性化につながるよう、町としても応援していきたいと考えております。

次に、勝央町の子供達を富士登山に招待することについてです。

来年の6月に富士山の世界文化遺産登録が見込まれております。これを機に、富士山は世界的に脚光を浴びることが想定され、この富士山に登山し、富士山を体感していただくことは、子供達に大きな感動を与えるものと確信しております。

このため、姉妹町であります勝央町の子供達から富士登山ツアーの参加者を募集し、富士登山を通じた交流について検討していきたいと考えておりますが、スポーツ少年団交流や富士山ツアーなど、姉妹町との交流は、団体間の交流を基本として、行政としてはボランティア等への協力

依頼などで協力、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） 富士山火山噴火を想定した対策について質問いたします。

富士山は春夏秋冬いつでも毅然としてそびえ立つ雄姿は、過去から現在に至るまで、人々に感動と感激を与えてくれています。将来、永遠に亘り安定して平穏で冷静な姿であってほしいと願うところであります。

平成23年3月11日、突如として発生した東日本大震災後、日本列島各地に活断層が公表されました。我が町でも富士山東側に活断層が発見され、その延長が松田、国府津、相模トラフにつながる可能性が危惧をされるのであります。

地震は100年周期、または300年周期ともいう説があります。大正12年、関東大震災から90年余経過した今日、専門家達は警戒と対策をすべしと指摘をされております。また、南海トラフに対する被害想定が公表されたことにより、太平洋側各自治体は津波対策として、防潮堤、防波堤、緊急避難塔の設置の対策に躍起になって苦慮されています。

我が町では、東日本大震災の地震と津波災害と同様に、地震と火山噴火を考えなければなりません。富士山誕生は40万年前とも言われ、太古の時代に海底火山が隆起し、成長をしてきた。その間、幾度となく爆発や噴火を重ねて高く成長し、現在も活火山であります。

いつ動き出すかは予知も予測も明確にできない。しかし、いつかは地下のマグマ、エネルギーが噴出するだろうと疑念を抱いています。その事態にはどうするかであります。ハード面の対策は容易なことでない。したがって、ソフト面での先行した準備対策の取り組みは、可能な限り進めるべきと考えます。

1つといたしまして、火山災害に対する過去の動態を検証する。

神武天皇が即位による人皇時代から、皇紀では2670年くらいになりました。それより以前には、この富士山山麓に多くの神々による古代王朝が3,736年間以上に亘り君臨していた、日本の神朝時代が築かれていました。富士山の噴火による夜空に光る火柱を、神のなすことと信仰し、高天原を王都として、国常立尊、天照太神、大国主命なる神々は、政や神教の祭祀、文字文化を進め、国と統治し、日本国の建国の地であり、神国としての発祥の地とされています。

神々の中でも特に此花咲耶姫は3人の子どもを生むと間もなくお山に登り、頂に剣を刺し、火の噴く天上に姿が消えた。その名は今は剣ヶ峰といいます。このことにより、噴火活動が激しくなった。作物は枯れ、不作、飢餓、疫病がはやり、異変が起きたので、此花咲耶姫を神としてまつことでお山の噴火は治まった。此花咲耶姫命を祭神としてまつたのが浅間神社であります。富士山麓周辺の各地には、浅間神社が建立され、富士の静かなることを願いつつ、今なお崇拜信仰をされています。

富士山は、有史以来、大きな噴火として延暦19年4月、西暦800年、貞観6年5月、西暦864年、

宝永4年11月、西暦1707年、3回の大噴火が発生をしています。

延暦19年の富士山噴火は、火口から大噴火を起こし、足柄猪鼻山一帯まで噴石が堆積した。火、光は天を焦がし昼のごとし、降灰は雨のごとし、響きは雷のごとし。この噴火により、高天原の富士王朝は埋没し、終えんとなった。

その後、65年後、貞観の噴火は大量の溶岩噴出し、流れた溶岩が青木ヶ原を形成した。宝永の噴火では、江戸一円に火山灰を降らし、噴出された噴石、砂れきの噴出量は計り知れず、この地に大量の焼き砂砂れきが堆積した。江戸幕府、小田原藩は被害甚大にて復旧を断念しようとした経過がありますが、地元の民を救済することで、幕府は各藩に復旧資金を募り、代官伊奈半左衛門を派遣して復旧が行われたのであります。

富士山麓一帯の村々、御厨の人々は逃げる場を失い、生きる場を失いながらも、手作業で砂を掃き寄せ、田畑を復旧し、復興までに70年の歳月となったと言われています。私達町民は、富士山噴火の歴史を調査検証し、火山防災の対策、対応に取り組みを進めるべきと考えます。

2つとして、火山防災に東日本大震災を教訓とする。

22年9月8日、我が町を襲った台風9号による被害の発生は、まさかこんなに雨が降るとは、山が崩壊をすることは、スコリアが流出することは、川が氾濫することは、思いもよらぬ事態に対して、誰が想定をしたのでしょうか。気象の変化に危機感を察知した関係者の対応により、人的災害を避けることができたのは幸いのことです。

23年3月11日の東北地方の広域に亘る東日本大震災にても、多くの人々は従来の固定観念が働き、まさかのことは考えなかった。大きく揺れた地震、巨大津波、原発崩壊、放射能汚染が発生することは、想定外の想定外となった。そこには人々の巨大な津波に対する経験、知識、学習の不足があったのではないかと。安易に大丈夫だと、この感覚が一瞬にして多くの人々の命が奪われた。また、どうしよう、こうしようと模索、ちゅうちょしている間に波にのまれた人、多くあるわけです。

石巻市の大川小学校では、生徒を校庭に集合させ、30分くらい時間が経過した後、いざ避難開始と校庭につながる山側の細い道を生徒達が歩行中に避難先にたどり着くまで、波は待ってくれなかったのです。幼い生徒達を、荒れ狂う波は無情にさらっていったのであります。校庭の北側には植林された5、60メートルの山があり、すぐその山に登れば、迅速に避難すれば、生徒は全員難を逃れて無事であったように思われます。避難誘導の判断には難しさがありますが、安全性を重とした率先垂範した指示行動がなければなりません。

今なお仮設住宅で、郷里を離れて生活している人達、厳しい生活があります。明日は我が身かもしれません。東日本大震災の災害を深く認識し、もろもろのことを学習し、教訓にして、自作防衛、防災対策を生かして、富士山の噴火を想定した実践的対策を自分達自身で立ち上げ、準備していくことも重要ではないでしょうか。

3として、広域防災は広域連合が必要である。

富士山を囲む行政は、静岡県、山梨県、神奈川県 の 3 県に各市町があります。大規模な火山災害には、1 県 1 市では到底対処できません。地響きとともに我が町が砂れきで埋もれるか、溶岩が流れてくるか、砂漠と化するかわからない。最近では、有感無感の小規模地震が連日起きています。何か安閑してられないような気がします。地震は火山噴火と相関関係にあり、地震が前兆とも予兆とも言われているゆえんであります。

私達は日常生活の中で、火山噴火に対する関心は希薄にして、まさかの想定など考えることはなかった。しかし、今日は将来に向けて真剣に取り組む必要があると考えます。未曾有にして無限な災害対策はいかんともしがたいところがありますが、無防備、無頓着、無責任であってはなりません。火山防災対策は広範に及びます。関係機関が一体となって可能な準備をすべきときであると存じます。

県では、火山噴火マップの作成や防災学術会議の中で火山噴火予知連絡会を設置し、図上の見地から溶岩流の流れに応じた警戒レベルによる避難計画などが検討されていますが、会議の域にとどまっています。伊豆東部では、天城火山群の地下マグマの低周波動の上昇を想定して、伊東市が中心になって、伊豆東部防災協議会が設置され、対策の協議が進んでいます。

共通課題として、富士山周辺の各市町は積極的に連携した対応はいかがでしょうか。対策が遅れているやに思われます。

広大な富士の裾野に居住する人々は、富士の恵みを受けながら、富士を愛し、崇敬しつつ、富士とともに生きている。また、各地に存在する浅間神社の祭神、先ほど申しました此花咲耶姫の御加護があることを念じてやみません。

しかし、崇高なるお山はいつ動き出す、その前ぶれの地震、予知、予告、警告の知らせがあったとするならば、その時はその時で諦めるわけにはいきません。自然に流されるわけにもいきません。最善を尽くさなければなりません。対策を立て、行動する。そして命を守ることでありませぬ。地域防災、自主防災活動が実施をされていますが、危機感を念頭にした訓練に強化充実を図る。そして、自助、共助の精神を培っていく必要があります。

たとえ富士が噴火、爆発が、現実になったとき、上から溶岩が流れてくる、火砕流が流れ出す、迫ってくる、空から砂れきや火山灰が降ってくる、家屋は燃え上がる、田畑は噴石で埋まる。最悪時には数千人、数万人の住民が一同に避難を余儀なくされます。そんなとき、こうしてこうすること、人々は右往左往することなく、定めた順序にしたがって行動することが命を守ることになります。

町長は、将来的に発生する可能性のある富士山の噴火に、どのように認識をされ、またどのような対応、対策をお考えでしょうか、お伺いしまして、質問といたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

富士山の噴火活動を想定した防災の取り組みについてであります。

議員御承知のとおり、富士山は活火山であり、地下深くでは今でもマグマ活動を続けております。

また、宝永4年、1707年の大噴火から305年を経過していることや、昨年の中日本大震災の影響から生じたプレートの移動によるマグマだまりの圧縮、火道のずれによる噴火説などが、火山学者や専門家から指摘されております。仮に宝永噴火と同様のレベルで噴火した場合の被害の甚大さや町民の危険性については、以前から認識しているところであります。

町では、平成12年10月頃から多発した富士山の火山性微動や深部低周波地震をきっかけに、国が開催しました富士山ハザードマップ検討委員会の最終報告を受け、平成16年度末に「小山町富士山火山防災マップ」を作成し、町民の皆様に富士山の火山活動を理解していただくため、全戸配付をいたしております。

平成17年9月には、静岡、山梨両県の富士山周辺市町村からなる環富士山火山防災連絡会に参加をし、火山防災計画作成に関する事項などの協議を行ってまいりました。これらの成果をもって、富士山火山防災計画を作成し、平成21年度には地域防災計画の中に、第5章として富士山火山防災計画を追加したところであります。

しかしながら、富士山噴火への対応は、町単独では不可能であり、広域的な対応が必要となります。

このため、静岡県では平成21年10月に静岡、神奈川、山梨の3県で、富士山火山防災対策に関する協定を締結し、応急対策・復旧対策について広域連携協力をする事としております。これらの経緯から、本年6月8日に静岡、神奈川、山梨の3県と本町を含む関係市町村や国の機関からなる富士山火山防災対策協議会が組織をされ、平成26年度の合同避難訓練の実施を目標に、広域避難計画などを議題として、定期的な協議や担当者会議を行っております。

また、富士山火山噴火の対応策をハードとソフトの両面から検討を行っておりますが、予想される大規模な溶岩流や降灰などの火山現象に対するハード対策に関しては、噴火口の特定や噴火規模の推定が難しいことから、砂防施設等の整備を行うには、莫大な時間と費用が必要となることが想定されます。

一方、有効なソフト対策は、噴火が予想されるときや噴火時には、町民の皆様に危険な地域からいち早く避難していただくことが最大のポイントと考え、避難計画を作成することと考えております。

このため、町といたしましては、国・県と連携し、御殿場市、裾野市とも一緒に広域避難計画作成に着手をしており、年内には計画の概要を作成し、年明けには関係する学区や区毎に計画案を御提示して、各自主防災組織・区などから御意見をいただきながら、年度末には完成をしたいと考えております。

その後におきましては、国・県が平成25年6月に予定をしている第4次地震被害想定公表に伴い、小山町地域防災計画の修正を行う予定ではありますが、富士山噴火に係る事項があれば、必

要な部分について見直しを行う予定にしております。

いずれにいたしましても、噴火の対応策に関する検討課題は、多々あると承知しておりますが、近い将来、富士山が活動を活発化する可能性も十分あると言われておりますので、町民の生命を守る計画を早急に完成したいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、1番 阿部 司君。

○1番（阿部 司君） 本日は、2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、消防団の車庫や詰所の環境の整備についてでございます。

10月に機会がございまして、第5分団の車庫・詰所の建設状況や耐震性貯水槽について確認することができました。第5分団は建設して34年経っており、老朽化により耐震構造の建物に建て替える工事が、現在行われております。完成は来年の1月末と聞いておりますが、40立方メートルの耐震性の貯水槽も設置をされ、より充実が図られるものと思います。

小山町の団員は、現在、定員188名に対し177名と、欠員状態でございます。現在は団員を募集中とのごとでございます。平成22年度から女性団員も加入され、いろいろな分野において一生懸命頑張っております。

昨年度、火事や風水害、その他、町や地域の行事等において、延べ9,816名の団員が出勤し、町民や地域住民の安心・安全に貢献され、活躍しております。

このように活躍している団員の皆さんが非常勤とはいえ、より環境の整った詰所等で勤務し、いざ出陣というときにその力を十分発揮できるよう、町として環境を整えてやる必要性を強く感じました。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目は、詰所の机やいすが、骨とう品と言っては失礼でございますが、極めて古いものであり、新しい車庫、詰所に合った机、いす、また車庫にロッカー等の設置もぜひ検討してもらいたいと思います。現在、おおむねその方向で進んでいるやに聞いておりますが、そのように理解して良いのでしょうか。

2点目は、第5分団のほかにも、まだまだ環境の整備が不十分な分団があると聞いております。現状をよく把握し、年度等の計画で改善しようとする計画はありますか。

3点目は、第3分団の車庫・詰所は築39年と聞いておりますが、団員や装備品の安全のため、耐震化する計画はございますか。あるとすれば、いつ頃の予定ですか。

続きまして、(仮称)郷土資料館の公開施設の整備についてでございます。

現在、小山町には、国指定文化財の富士山をはじめ、国登録文化財8つ、県指定文化財5つ、町指定文化財17の他、土器、衣装ケース50箱、富士紡文書資料、段ボール箱400箱、古民具、約300点と貴重な文化財が数多くございます。しかしながら、これらの土器、南ノ原遺跡と上横山遺跡や富士紡資料は北郷小学校の一室に、また、古民具は明倫小学校に保管され、日の目を見ること

なく、寂しく段ボール箱に保管されてございます。

来年、富士山も世界遺産に登録される可能性が大であり、この機会にちなんで、小山町に（仮称）郷土資料館の公開施設を整備して、町内外の一般の人々に公開し、将来的に観光ルートの1か所になれば、より素晴らしいと思うのでございます。

もちろん、小山町の歴史についても分かりやすく表現をし、町民が小山町の歴史を知り、郷土に愛着を持ってもらうためにも、このような施設が必要であると考えます。

我が町には学芸員の資格を持つ人もおり、また、森林資源の活用でも県内で先進的な地域であり、公共建築物に対する木材の利用の促進も進められており、今が絶好の機会であると考えます。そして、これらの施設が後世に残る小山町の財産となれば幸いであり、事後の管理面等の問題はあつにせよ、検討する価値は十分にあると考えます。

そこで、次の質問をさせていただきます。

このような施設の整備について、町としてどのように考えているのか。

2つ目、施設整備における補助金の可能性と事後の管理面等の制約等が何かあるのかどうか。

3つ目、近い将来、これらの古民具や土器等を収蔵する施設の確保をどのように考えているのか。

以上、3点、質問をしたいと思つます。以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

はじめに、消防団の車庫や詰所の環境整備についての内、消防団第5分団の机やいすの新規整備についてであります。

現在、建設中の消防団第5分団車庫詰所の机やいすにつきましては、地元の支援をいただけるようをお願いをしているところであります。

また、ロッカーの設置につきましては、工事の中で、スチール製ロッカーを取りつけて整備をしていきます。

次に、5分団以外の消防団分団車庫詰所の計画的な環境整備についてであります。各詰所の整備については、具体的な年次計画はありませんが、各分団が毎月3回、車両、資機材、分団詰所内の手入れを実施しており、非常に大事に使っていただいております。しかしながら、使用期間が長い施設や備品もあるのも実態であります。手入れで気がついた点を正副分団長会議等で町へ要望され、町といたしましては、実施できる範囲で団員の活動がしやすい環境整備に努めているところであります。

次に、第3分団車庫詰所の耐震化計画についてであります。

議員御指摘のとおり、築39年が経過し、耐震性は不足していると考えております。消防団車庫詰所は、地震等の発災時の応急対策拠点でもありますことから、耐震性を確保し、団員の生命の安全と装備品の確保の観点からも、耐震化を進めていきたいと考えております。

しかしながら、第3分団車庫詰所の現在の立地条件を考えますと、敷地や配置に制約が予想されます。具体的な耐震化工事計画や事業実施時期は、現時点では未定であります。分団の活動拠点として活動しやすい環境での整備に向けて、移転も含めてあらゆる方向性を検討しているところであります。

次に、郷土資料館の公開施設の整備についての内、まず公開施設の整備についてであります。

小山町には数多くの文化財が存在しており、町が所有する文化財は、これまで町立体育館や旧新宿区立足柄学園に収蔵しておりました。しかし、経年劣化や耐震性等の問題により、施設の利用が不可能となり、現在では町内の小学校に分散して収蔵しております。

しかし、現段階では、早急に郷土資料館等の施設を建設することはできませんが、町内の価値ある文化財を保護、保存し、より良い状態で後世へ継承していくためにも、公開施設よりも、まずは収蔵施設の設置が必要であると考えております。

次に、施設整備における補助金の可能性と、事後の管理面等の制約についてであります

美術館や博物館、資料館等の建設等の施設整備に関する補助金については、現在、文部科学省、静岡県教育委員会ともに該当するメニューがございません。そのため、現在の財政状況において、町費全体の予算措置の優先順位を勘案いたしますと、施設整備については現段階では難しいと言わざるを得ない状況でございます。

事後の管理面等の制約については、町で管理、若しくは指定管理者制度の導入など、施設整備に際し組織される検討委員会等で慎重に審議していく必要があると考えております。

次に近い将来、古民具や土器等を収蔵する施設の確保についてであります。

収蔵施設は、縄文時代から近現代に至る町内の貴重な文化財を収集し、保管していくことを目的としていることから、耐震性や防火性を有するだけでなく、警備面においても適切であることが求められます。現在では、その条件に合致し、収蔵スペースのある町内の所管施設は、小学校に限られていることから、町立学校の教室を提供していただき、収蔵しております。

収蔵施設の整備につきましては、貴重な文化財を後世へ継承し、生涯学習や学校教育で幅広く活用していくことが可能となっておりますので、非常に有益であります。現段階での整備は難しいことから、今後も引き続き、町立学校の教室等を活用し、適切に文化財を保護、管理してまいります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○1番（阿部 司君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの消防団の件については、前向きに整備を検討していくと、そういうふうに理解しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日、ここに消防署長が出席してございますので、お聞きしたいと思います。それは、訓練や実際の消火活動において、より効果的に活動をするために、このような資機材があれば良いであ

るとか、障害になっている事項、あるいは問題点等ありましたら、お聞きしたいと思います。

また、分団員の現状に対する意見等もありましたら、お聞きしたいと思います。

2件目の、公開施設の整備については、収蔵をする施設はしっかりこれから整備すると、考えていくということでございましたので、ぜひまた御検討をお願いしたいと思います。

結論的に、公開施設の整備は、将来全く考えないのか、それともある時期検討するというのか、その辺聞いておりましたけれども、その辺、もし町の方針として、「将来、もう考えないよ。」という話か、検討するというのか、その辺を部長か課長にぜひお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（芹澤 栄君） 阿部議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の消防団で困っていることや問題点があるかについてであります。先ほど町長が答弁をいたしましたとおり、各分団が毎月3回、詰所や資機材の点検を実施して、問題点があれば連絡を受けまして整備しておりますが、現在、今のところ、特に問題等は発生はしておりません。

次に、消防団員からの意見があるかについてであります。月1回の正副分団長会議で各分団から要望を聞く機会がございますが、特に意見は何っておりません。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（土屋和彦君） 阿部議員の再質問にお答えします。

収蔵施設の将来的展望ということでございますが、現在、これらの施設について、生涯学習課の方では白紙の状態であります。まずこれを、将来いつ建てるかどうかということを考える上でも、まずはこれらの収蔵施設等の整備計画とか、どのような規模とかということを考えていかなければならないと考えています。その後において、ある程度計画的な展望ができるのではないかと考えております。

これらについては、今後、文化財保護審議会等ありますもので、それらの中で小山町の収蔵施設のありようについて検討することはできるということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 最初に、小山町国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用推進について質問をいたします。

病院にかかると、会計窓口で病院の支払いを済ませ、処方せんを発行され、薬局に行き、薬を処方され、薬代を支払います。病気やけがの度合いにもよりますが、結構な出費になることもままあります。

ここ数年前から、テレビコマーシャルなどでジェネリック医薬品という言葉がたびたび聞く機会があります。通常の薬、先発医薬品と呼ぶそうですが、先発医薬品の特許が切れた後、先発医薬品と同じ成分で製造し、高額な開発費が上乗せされないため、先発医薬品と比較すると薬代が安価になるものをジェネリック医薬品、後発医薬品ということでもあります。

しかしながら、テレビコマーシャルなどで広報しても、今一つジェネリック医薬品の使用率が上がらないとも聞いています。全ての医薬品の内、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツでは、ジェネリック医薬品が発売された1年後には、市場の約80%がジェネリック医薬品に変わるほど、広く活用されています。また、これまでシェアの低かったフランス、スペイン、イタリアでも、ここ数年で急激に拡大しているようであり、WHO世界保健機構も使用推進を提唱するなど、ジェネリック医薬品は世界中で幅広く使われています。

私は、友人の医師からジェネリック医薬品について話を聞いたり、また自分でも調剤してもらって使用をしています。友人の医師によると、ジェネリック医薬品は既に新薬として使用されている有効成分から製造されているため、効き目や安全性は先発医薬品と同等だそうです。

処方せんの「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に医師の署名または記名・押印がない場合には、ジェネリック医薬品への変更が可能だそうです。病院や薬局の受付窓口で「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示することで、ジェネリック医薬品を希望していることを伝えることができます。ジェネリック医薬品は新薬よりも開発費用などが安く済むため、低価格で購入することができるなど、私達にとって良い面が多いようです。

私は、先日、駿東郡議長会研修会において、広島県呉市を行政視察してきました。NHKの番組でも紹介されましたので、御存じの方も多いのではないかと思います。ジェネリック医薬品の使用推進の先進地です。人口は24万2,000人余り、国保被保険者数5万5,000人余りと、小山町の約12倍近い規模があり、高齢化率も29.3%と、小山町の23.5%と比較すると高齢化率も進んでいる町です。

高齢化率が高いことから、医療費の総額と1人当たりの医療費が高く、呉市の国保運営を逼迫し、高騰した医療費を適正化させるために、平成20年度からジェネリック医薬品の推進を積極的に進めているとのことでした。

その推進方法としては、「ジェネリック医薬品使用推進のお知らせ」という名称で、先発医薬品と先発医薬品をジェネリック医薬品に置き替えた場合の差額が大きい上位者3,000人に、毎月通知を郵送するとのことでした。郵送代は年間200万円ほどかかりますが、呉市ではこの方法により平成23年度に調剤費をジェネリック医薬品に置き替え換算すると1億2,200万円、率にして12.5%の削減効果があったとのことでした。

また、調剤費が抑制されるということは、被保険者の事故負担額にも直結することであり、自己負担額の削減効果としては、約3,700万円とのことでした。

ちなみに、平成23年度決算で見た呉市国保の保険給付費は、国保歳出総額約263億円の71.6%を占める約188億円となっており、この内、薬の費用である調剤費は約27億円で、保険給付費の14.3%となっています。

小山町とは人口規模が違い過ぎるため、直接の比較は困難ですが、いずれにせよ医療費の抑制につながることに間違いなく、小山町の国保運営にとって非常に参考になる事例と感じました。

そこで、当局に質問します。小山町の国民健康保険では、毎月医療費を7,000万円から9,000万円程度支払っているとのことですが、医療費の中で調剤費の占める割合はどのくらいか伺います。

次に、ジェネリック医薬品に関し、国、厚生労働省は推進する立場をとっていると思いますが、町はどのように考えていますか、伺います。

次に、国民健康保険の運営は全国的にも厳しいと聞いていますが、小山町の国保についても他市町と同じように厳しい運営と聞いています。事実、今回の補正予算要求においても、保険給付金を1億円取り崩し、医療費支払いの財源に充てるということであり、小山町国保においてもジェネリック医薬品を積極的に推進し、使用率を上げることにより医療費が抑制され、国保の健全経営につながると考えますが、この点についても、どのように考えられているのか伺います。

次に、町道の外側線の維持管理について伺います。

町道、ここでは生活道路のことを言いますが、生活道路の外側線の白線が消えてしまっている箇所が随所に見受けられます。路側帯の白線のことを指して外側線と言うそうですが、一般人にはわからないことがいっぱいあります。

今日質問している外側線、道路の中央の白線の点線は道路管理者、しかし、横断歩道の白線、路上の止まれという字と大きなひし形のマーク、長い白線や黄色い線などは公安委員会の権限だそうで、町ではそれらについては手をつけられないということを知りました。

年4回の交通安全週間での交通指導も大切ですが、子どもや高齢者、いわゆる交通弱者に対する対策は、交通安全の基本中の基本である外側線が消えてしまって、歩行者はもちろん、運転者でも危険を感じるほど、町道の維持管理に欠けている点が最近多く見受けられると感じます。

今後、どのような対策を考えられているのか、次の点について伺います。

まず、町は白線が消えていたり、薄くなったり、はげている箇所を把握しているのか。把握しているとすれば、交通弱者に対する安全性について、どのような認識を持っていられるのか伺います。

次に、外側線はどの程度消えたり、また傷んだりしている地区を把握されているのか伺います。

次に、この白線の補修時期はいつを予定しているのか伺います。

続いて、教育長に、地域住民による子育て支援について伺います。

私は、平成17年9月議会の一般質問時において、ホームステイ通学の実践についてを質問しております。その当時の教育長は、「学校や関係機関との連絡を図りながら、どのようなことが必要なのか研究しながら進めていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います」と答弁されています。

それから7年がたちました。その後、町では通学合宿を7回実施しています。この間、小学校毎に地域の皆さんによる御支援で、町の施設に宿泊しながら、2泊3日の日程で思い出づくりをされています。この通学合宿は、文科省の助成金を使っての事業です。

子どもというのは、家庭内で自分の仕事や役割を与えられれば与えられるほど良くなるはずで、それなのに、子どもをあたかも我が家の王子様、お姫様、もっと極端に言えば、親の癒やしのために育てたり、子どもにこんなことを言ったらいけないのかななんてびくびくしながら子育てをしている親御さんがられるようにも聞きます。子どもが間違った方向に育ったりするの、このようなことが関係しているのではないのでしょうか。

また、子どもの大部分は、かつては放課後や休日には、年齢に関係なく子どもが地域の広場に集まったり、自然と触れ合ったりして、遊びの中から生きるすべを学んでいたように思います。しかし、現代では少子化に加え、塾やテレビ、ゲームなどに時間を奪われて、地域社会との交わりを持つ子どもが減ってしまいました。その結果、私達が育った時代と比べると、お手伝いと遊びの時間が極端に少なくなりました。直接体験を通じて、様々なことを学ぶ、こんなお手伝いと遊びという要素が欠けたことで、子どもの発育段階において多くの問題が起こるようになったように感じます。

基本的な生活習慣を、家庭で幼児期の内に親が示すことが大切だと言われています。あいさつ、返事ができる、服装がきちんとしている、あったところに物を戻せる、忘れ物をしない、命を大切にする、健康・安全に気を配る、無償の行為ができるなど、それらが身につけている子どもは、幼児期のうちにしつけが行き届いているということでしょうか。

お手伝いの効果にも様々なものがあります。何よりも重要なのは、親子関係の構築です。家族の役に立つことで、自分の存在価値を確認する。生活技術の習得です。リンゴの皮がむけるとか、ぞうきんが絞れるとか、卵が割れるなど、このような技術が極端に低下していると聞きますし、また、見てもいます。

お手伝いをすることで生活技術を習得すると、子どもは「できた」という達成感を感じます。自分は家族の役に立つ、できたと認識することは、子どもにとって非常に重要なことです。これは人が人として生きる力であり、学校の勉強で知識だけを身につけるのではなく、知識を知恵として生かしていけるようになることが大切だと思っています。

そこで、私は、この通学合宿という事業の中に、各地域の御理解のあるお宅に宿泊するホームステイ通学を取り入れたら、もっと効果が上がるのではないかと考えるのです。

例えば、地域の方々の生活の知恵を活用して、子どもの生きる力にできるのだと思いますし、

また、子どもの元気なエネルギーをもらって、高齢者が生きがいを探すこともできるのだと思うのです。そして、このような触れ合いをもとに、地域の、また町の元気づくりにつながるのではないかと考えます。

なお、ここで言う高齢者は、一般的に言われるおおむね65歳以上の人達を指しているものではなく、小学生の子育てを終わった年齢から上の人達の総称として、高齢者という言葉で表していますので、御理解をお願いします。

そこで、次の5点について、教育長のお考えを伺います。

過去、通学合宿事業を続けてこられたことで、その効果について、どのように検証されているのか伺います。

次に、これからも、この通学合宿事業を続けていかれるのか伺います。

次に、ホームステイ通学を含む、地域ぐるみで子どもを育む環境整備について、今年で7年間研究をされてこられたと思いますが、どのような検討を関係機関とされてこられたのか、時系列でお答えください。

ホームステイ通学を実施したときのリスクと効果について伺います。

次に、高齢者の生きがいについては、どのように考えられているのか。また、地域住民による子育て支援構想について、教育長のお考えを伺います。

また、2番目の町道の外側線の維持管理についての質問文の中に、はげているとか、薄い部分とかという表現がありましたが、別に他意はありませんので、お断りします。もし、気にさわる方がいらっしゃいましたら、表現のまずさをお詫び申し上げます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

はじめに、小山町国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用推進についてであります。

医薬品には一般用医薬品と医療用医薬品の2種類があり、更に医療用医薬品は先発医薬品と後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品に分かれます。

先発医薬品は、各製薬会社が長期の開発期間及び莫大な費用を投入し、国の審査等を受けた医薬品であり、通常、物質特許、製剤特許、製造特許を取得いたします。

一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間20年から25年の物質特許が切れた後、先発医薬品と同一の薬効成分を含有することを条件として認められる医薬品であります。新薬開発に要する長期の開発期間や莫大な開発コストが不要であるため、先発医薬品に比較して安価となり、保険者及び被保険者の負担が軽減をされます。

御質問の小山町の国民健康保険の医療費に占める調剤費の割合についてであります。現在、小山町国民健康保険の医療費の支払合計は、毎月約1億円弱であり、年間で約11億円程度であります。その内、調剤費は毎月約1,500万円程度で、その割合は約15%となっております。

次に、調剤費の内、ジェネリック医薬品の占める割合についてであります。

数量ベースでの割合で、今年の7月診療分の使用比率は29.5%、8月診療分で28.8%、9月診療分で29.3%となっており、国の目標値の30%をおおむね達成しつつあります。

次に、町の立場とジェネリック医薬品の推進と使用率の向上、医療費の抑制とさらなる健全運営を図ることについてであります。

ジェネリック医薬品については、厚生労働省も推進の立場であり、町といたしましても、医療費抑制、保険者負担軽減、被保険者の自己負担軽減のためにも推進する必要があると考えております。

しかし、実際の医療現場では、医師、薬剤師と患者の1対1の関係の中で、病状、治療方針、費用など、様々な要因の中でジェネリック医薬品の使用の可否が決定されており、保険者の積極的な働きかけには限界があると考えております。例えば、差額通知のようなものでジェネリック医薬品の使用推進を図ることは考えられますが、現時点では慎重に検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、医療費が国全体で38兆円と膨大となっている状況で、医療費の抑制手段の一つとして、ジェネリック医薬品の使用を図ることは不可欠であります。引き続き、御殿場市医師会・駿東歯科医師会・北駿薬剤師会の御協力をいただきながら、被保険者の健康が担保され、なおかつ健康な生活が医療費を抑制し、抑制された医療費が国民健康保険の健全運営となるように、医療費適正化を進めてまいりたいと考えております。

次に、町道の外側線の維持管理についてであります。

まず、外側線の状況把握と交通弱者に対する安全性についての認識についてであります。

町では、舗装されている町道が、平成24年4月1日現在、約208キロメートルあります。日々の道路パトロールや各地区からの要望を通じ、現場確認を行い、外側線やカーブミラー等の安全施設を含め、状況把握を行っているところであります。

また、子どもや高齢者等の交通弱者に対する安全性につきましては、歩道が設けられていない生活道路では、外側線が歩行者用の通路として役割を兼ねることとなりますので、交通事故防止のため必要であると認識しているところであります。

次に、外側線がどの程度消えているかについてであります。

町道全体に対する比率等の量的データはありませんが、先ほど答弁いたしましたように、道路パトロールや各地区からの要望により現場を確認し、把握をしているところであります。

次に、外側線の補修時期についてであります。今年度につきましては、各地区の要望箇所が8か所あり、その内6か所を実施する予定であります。

また、道路パトロールによる箇所につきましては、学校周辺や歩道のない町道など、優先順位をつけながら事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、次の地域住民による子育ての支援につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 地域住民による子育て支援についての内、まず通学合宿事業の効果の検証についてお答えします。

通学合宿は、異なる学年の小学生達が、地域の公民館などに泊まり、共同生活をしながら学校へ通うという事業を通して、子供達の自立を促進するとともに、地域全体で子供達を育てようという意識を高めるものです。町では平成18年度から北郷と須走小学校区で実施し、7年目を迎えた本年度は全ての小学校区での実施となりました。

協力団体も各学校PTAをはじめ、婦人会、参加児童の保護者、地域のふれあいネット、ボーイスカウト小山第4団、子ども会連絡協議会、須走小おやじクラブ、消防団など、多くの地域の団体が通学合宿にかかわり、「地域の子どもは地域で育む」という意識が高まってきております。これらの方々から、子供達と触れ合うのが楽しいなどとの感想が寄せられ、支援する側にもプラスの効果が見られました。

また、継続して実施することで、実行委員会組織が確立し、自立した運営が可能となるなど、地域の教育力も育ってきていると感じております。

次に、通学合宿の継続についてであります。

県の補助金が減額となってきておりますが、議員御指摘のとおり、地域で子供達を育む芽を今後も育てていきたいと考えており、実行委員会等の会合に職員をアドバイザーとして派遣するなど、事業の継続に向けて支援を実施していく考えであります。

次に、ホームステイ通学を含む地域ぐるみで子どもを育む環境整備についてであります。

町としましては、通学合宿が子供達の自立と、地域の大人達の協力で地域全体で子どもを育むことを目指していることから、通学合宿を推進してまいりました。通学合宿の実施について、まずは校長会を通じて学校の協力やPTA関係者などに通学合宿の趣旨を説明し、補助金制度の説明と過去の事例を併せて実施に向けたアドバイスをを行い、また地域の環境整備として、協力団体への働きかけを行ってきました。

今後も参加者を増やすことはもちろん、多くの団体の方々に協力していただき、交流を拡大し、地域全体で子供達を育てようとする環境を育てていきたいと考えております。

次に、ホームステイ通学のリスクと効果についてであります。

町は、平成18年度から通学合宿を実施し、推進してきました。今後も通学合宿を推進する中で、ホームステイ通学も目指す目的が同じであることから、今後、先進地事例の研究と通学合宿の中にうまく取り入れることができるかどうか、検討していきたいと考えます。

次に、高齢者の生きがいと地域住民による子育て支援構想についてであります。

町では、高齢者を含めた地域全体で子どもを育成する環境づくりに努めるよう、小山町次世代育成支援行動計画の中で施策等を策定し、その計画に基づき取り組んでおります。今後、世代を超えた団体の協力と理解、かかわった皆さんに生きがいを感じられるような事業となるよう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問させていただきます。

まず、1番目のジェネリック医薬品のことですが、呉市の差額通知のほかにも、黄色い色の「ジェネリック医薬品お願いカード」というのがあります。そのカードを透明のビニールケースのようなものに入れて配布したら、保険証入れと同時に、そのジェネリック医薬品お願いカードを入れて、病院や薬局にも持って行って、スムーズに出せると思います。それも一つの有効手段ではないかというように、私は考えます。

そして、また、これは私が勝手に名づけた名前ですが、ジェネリック医薬品推進委員会みたいなものを立ち上げて、各地区だとか各区に推進委員をお願いして、その皆さんをリーダーとして使用の推進を図るというのも一案かと思うんですが、これらについて、町はどのように検討されているのか伺います。

それから、町道の外側線の関係ですが、町はいろいろなハードの部分、例えば9月の議会で桜井議員が言われた生涯学習センターの周辺の街路灯の補修の件もそうですけれども、作って以来1度も点検していなかったとか、そういうようなことがあったり、あと生涯学習センターの体育館にしても、それから文化会館にしても雨漏りが激しいとか、そういうようなことが多々あるわけです。

そういうことというのは、ハードの部分は、作ったらもうメンテナンスは当たり前だと思うんですが、メンテナンスの部分の予算配分というか、そういうものも考えていかないと、これからハードの部分がたくさんあるわけですから、それについて町はどのように考えておられるのか伺います。

それから、3番目の地域住民による子育て支援ですが、教育長は就任のあいさつのときに、「子供達の伸びようとする力を最大限に引き出し、笑顔で通い、頼もしい子どもに育てていきたい。子ども時代の良き思い出は、原風景となって、後の人生に大きな影響をする。大人になったとき培われたものでたくましく力強く乗り越え、世のため、人のため、自分のために頑張れる。子供達が生き生きと過ごすためには、地域で応援し、大人が規範意識を持って教育を支えることが大切で、基礎を作っていきたい」というふうにごあいさつをされています。

このように、ホームステイ通学も通学合宿の発展系として、一緒に考えていただきたいなど。そうすると、教育長のごあいさつと同じ意味で、地域の子供達が育っていくのではないかと私は考えますが、それについて答弁をお願いします。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

ジェネリック医薬品の件でございますが、2点ございました、お願いカードの件と推進委員会

の件でございますが、これにつきましても、これから検討をさせていただきたいと思ひます。また、これにつきましては、御殿場市医師会、また駿東歯科医師会等々の関係がございますので、2団体ともお話をさせていただき、方向を見ながらやっていきたいと、お願いをいたしたいと思ひます。

それと、外側線の再質問でございますが、メンテナンスの予算ということでございますが、これにつきましては、各区から上がる小規模の修繕工事、今年度4,500万円枠取りをしてございます。この中の4,500万円の内、おっしゃった修繕工事、450万円という枠になっております。この中で、100万円がこの区画線ということでございますが、先ほど答弁申し上げたとおり、各区からの要望、8件ございました。

この内6件、これからやる予定であります。残った2件につきましては、山中湖小山線の藤曲の交差点、今、バイパスができておりますが、その交差点から柳島・湯船に行く町道でございますが、米山商店がございまして、ここの前でございまして、ここは、舗装が今、傷んでおりまして、今、ここで線を引いても、また無駄になってしまうということで、まず先に舗装の改修をやるということで、これは一つ、できないということです。

あと一つは、小山1区の東名の上りのバス停に登る町道がございまして、土屋家具店があるところなんです。ここにつきましては、センターラインを引いてくれということでしたが、幅員がなく、これはだめということで、要望につきましては6件やるということで、これから準備をしていきます。

あと、道路管理のパトロールで、補修の箇所が幾つか見つかっております。施工を予定している箇所が15路線ございまして、延長にして、約7,230メートルございまして、この白線につきましては、両方に引くものですから、メーター当たり400円から450円という単価のようでございます。両方ということは、約900メーターですね、これが7,000メーターですから、約600万余ですか、これだけの予算がかかるということで、今年度はこれは計上してございませぬが、来年度以降、どのように対処するか、予算の中で検討していきたい。この箇所につきましても、私、承知をしておりますので、近いうちに現場を見させていただいて、優先順位をつけながら対処していきたいと、このように考えております。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えしたいと思います。

ホームステイのことについてですが、ホームステイについてというよりも、通学合宿の充実について考えたいと思ひます。今現在、小山町は全校が通学合宿を行っているということで、大変充実していると思ひます。なかなか推進できていない部分、できていない地域も多い中で、全部がやっているということは、大変好ましい結果だと思ひます。

通学合宿の中で目的としているものは、子供達が自分達の力でいろいろなことをやろうというふうになっておりますが、今現在は、いろいろな団体の方々が子供達を応援し、その形作りがやっ

とできてきているのかなという感はします。ですから、この中でこれから続けていく上で、子供達がこの通学合宿でどんな力をつけ、そしてどんなふうにして育っていくか、どんなことができるのか。そんなことをまた検討しながら、中身を更に充実していったら良いのではないかと、今後みんなで相談しながらやっていきたいと思います。

以上で答弁を終わりにします。

○議長（真田 勝君） 再々質問はありますか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 3番目の質問について、教育長にまたお尋ねをするわけですがけれども、地域の方々が一生懸命やってくれて、支援をしてくれていることは、重々私も承知をしているわけですがけれども、支援が厚過ぎるのではないかというふうに、逆に思うんです。「支援」がと言うとおかしいですね、いわゆる手を伸ばし過ぎている、子どもにもっともっとやらせてあげて、1年生でも5年生でも、その学年に合った能力をちゃんと引き出してあげる、そういうような支援の仕方をしてあげたらどうだろうというのが一つあります。

それで、私がホームステイ通学を推奨しているのは、泊めていただいたお宅で、その人達と一緒に買い物に行ったり、それから料理を一緒に作ったり、掃除をしたり、そういうようなことが一緒にできる。まして、ホームステイになりますと、小人数ですから、うまく回るのではないかというふうに私は考えているわけですがけれども、どうも先ほどいろいろな方々の支援があるというのは、本当にありがたい話ですがけれども、支援があり過ぎて、その人達の生きがいになってしまった。子どもの教育の方に重点が置かれていないのではないかというように、ちょっと感じる場所がありますので、それでホームステイ通学を推奨しているわけです。その辺について御答弁をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再々質問にお答えします。

確かに支援の仕方が厚いのではないかというお話ですがけれども、つつい大人が手を出してしまいがち、確かに教育の立場と、それから地域の立場とは違うと思います。ですが、非常に短い中で準備をしたりしていくので、どうしても、こうしたら良いんじゃないかなということはあるんですが、試行錯誤しながら子供達も献立を練ったり買い物に行ったりという話を聞いています。ですから、そんな中で、完璧にできなくても自分達でやろうという気持ちはかなり育っていると思いますので、大きな効果を望まなくても、子供達が「これだけは自分達でやったね。」ということが、非常に達成感になり、それから充実感になると思います。

また、今後、支援の仕方については、十分団体と話し合いをしながら、「ここまではやりましょう、ここまでは子どもにやらせましょう。」ということで話し合いを進めていくことは必要かと思っています。

それから、ホームステイで子供達と一緒に買い物に行ったりということですが、本当に子どもを育てるというのは、強い信頼関係がなければ、なかなか育ちません。ですから、教育というの

は本当に相手と相手の信頼関係を持って進められるものと思っています。ですから、その信頼関係を構築する上で、時間がかかることも多々ありますので、子供達もいろいろな子どもがいます。それから、受け手の方もいろいろな形があると思いますので、そのあたりは十分検討した上で、受け入れ側の体制づくり、それから訪問する側の、要するに子供達の指導等ありますので、その辺にはかなりきちんとした計画をなしていかないと、子どもが将来的にそこで信頼関係を失ったときに、大人に対する不信感を持たないということを、これなら安全という形で進めていくことが必要かと思っておりますので、そのあたりは、また研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 梶 繁美君。

○9番（梶 繁美君） 私は、町長に平成25年度予算編成の方針についてを、それから2点目として、教育長に安心・安全な通学路の確保について、この2点を通告しております。順次、質問させていただきます。

まず、第1点目の平成25年度予算編成の方針についてお伺いします。

予算、もとより当初予算は、その年に町が実施すべき施策、事務事業を定めた設計書であると考えております。予算編成の方針は、町の最も基本的な方向性を定めている総合計画に基づくものであることは言うまでもありません。

平成23年3月に策定された第4次小山町総合計画には、基本構想及び基本構想に基づく基本計画が定めてあり、それぞれの施策の目標、主要事業が記載されております。

これら施策には、事業を全て順調に実施することができれば、全く言うことはありませんが、現在の小山町の財政状況等を鑑みれば、それは非常に困難なことだと言わざるを得ません。

第4次小山町総合計画に定められた基本構想及び基本計画を事務事業レベルに具体化する方法として、実施計画の策定があると理解しています。

毎年、私達議員にも、この12月定例会が終わる頃、その実施計画書が配付されます。この実施計画書は、3年間を計画期間として定めていると思いますが、今の財政状況の中で、事業の取捨選択あるいは優先順位を決める作業は、相当に苦勞されると予想されます。

実施計画の実施事業の是非を決定する上で、中期あるいは長期の財政計画に基づいて決めているものと思いますが、実施計画と当初予算編成方針には密接な関係があると思います。

これらの計画書と併せまして、踏まえた上で、次の3点についてお伺いします。

1つ目、予算規模はどの程度を見込まれているか。

2つ目、その中で特に重要な施策、事業とは何か。

3つ目、町債の借入れはどの程度か。

以上、3点を町長にお伺いいたします。

次に、第2点目、安心・安全な通学路の確保についてをお伺いします。

今年4月、新学期が始まって間もない頃、京都府亀山市で小学生ら10人が登校途中、軽乗用車にはねられて死傷した事故があります。更にこの秋、交通安全運動の期間中、東京都板橋区の小学2年生の児童が、やはり登校途中にバイクにはねられて亡くなるという痛ましい事故が、それぞれ発生しました。

これらの2つの事故に共通しているものは、通勤上の近道、いわゆる車の抜けとなっている道路であります。したがって、道路幅も狭く、歩道も十分確保されず、横断歩道には信号機も設置されない、まさに裏通りのな道路であります。

このような毎年続く事故を受けて、静岡県教育委員会では、通学路上の事故防止のため、県内全ての公立小学校を通じて、各校の通学路調査を行いました。新聞情報によると、その調査の結果、道路幅員が狭い、交通量が多い、歩道がない、見通しが悪いなど、危険のある場所が、県内1,291か所あったと報道されました。県教育委員会では、更に各市町に早急に対策をとるよう依頼し、各市町がその対策を急いでいるとも報道されています。

さて、小山町でも歩道はあるが、木やカーブがあり見通しが悪い、街灯の数が少なく、冬になると夕方は暗く、運転手の顔が見えにくい、だから怖いという箇所が何か所かあるものと思います。

そこで、この県教育委員会の調査の報告書の内容について、教育長にお伺いいたします。

1つ、危険箇所は何か所であったか。その危険箇所の主な理由は何か。

2つ、調査にはどのような関係者、方々が立ち会いされたか。

3つ、危険箇所に対する対応、対策はどのようにお考えか。

4つ、通学路の指定はどこが行っているのか。

それから、更に、この通学路のいろいろ、私、調べた中で、子どもさんたちとお話しした中で、直接通学路とは関係もあるし、関係ないところもありますが、こういうことをおっしゃっていました。その主なものは、1つ目は、冬になると道路が暗い、これは濃さの加減でしょう。あるいは街路灯がない、街灯がない、そういうことだと思います。

2つ目は、降雪の際、道路の除雪が歩道に盛り上がり積まれ、歩きにくい、あるいは歩道が確保されない、何とかしてほしいというお子さん、児童の声がありましたもので、これについてもどのようにお考えか、この2点を加えさせていただきます。

以上、今2点を加えましたけれども、御回答をお願い申し上げます。以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

はじめに、平成25年度予算編成方針についての内、予算規模ほどの程度を見込まれているかについてであります。

本町はたび重なる災害による被害を受け、財政にも大きな影響を被ることとなり、非常に厳しい財政運営を強いられる中、平成25年度当初予算編成方針におきましては、第4次小山町総合計画まちづくりの目標である「富士をのぞむ 活気あふれる交流のまち おやま」の実現に向け、着実に取り組んでいかなければならないとしたところであります。

予算編成作業につきましては、12月中に事務査定を実施し、来年1月には町長査定を実施する予定であります。予算規模につきましては、流動的ではありますが、今年度当初予算77億6,000万円より多少多くなるものと見込んでおります。

次に、特に重要な政策・事業等は何かについてであります。

小山町総合計画の4つの基本目標及び政策提言の3つの挑戦と10の戦略に沿った総合計画実施計画に定める施策を着実に推進していく予算を編成するよう指示をしているところであります。

具体的な事業といたしましては、都市計画マスタープランの策定、きたごう保育園建設工事、光ファイバー網整備事業、生涯学習施設改修事業、新東名関連町道整備事業、橋梁長寿命化事業等を計画しております。

次に、町債の借入れはどの程度かについてであります。

先月、町の財政状況をわかりやすく伝えるための手段としまして、借金時計をホームページに掲載をいたしました。町債残高が刻々と増える数字を目の当たりにできるものとなっており、町債の借入れは、後年度の財政に影響を与えるため、極力抑制をしていきたいと考えております。

しかし、平成25年度町債の借入れにつきましては、予算編成と連動して、適債性を判断し、決定していきたいと考えており、借入額につきましては、きたごう保育園建設工事等の大型事業に対応するため、今年度より多くなる見込みであります。

なお、次の安心・安全な通学路の確保につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 安心・安全な通学路の確保についてお答えします。

登下校の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いでいます。これを踏まえて、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して対策案を検討し、通学路における緊急合同点検等実施要綱を作成し、全国一斉に通学路の緊急合同点検が実施されました。

合同点検の手順については、学校による危険箇所の抽出、関係機関による合同点検、対策必要箇所の抽出、対策メニューの検討、対策の実施となっております。

また、各小学校では、毎年、通学時の安全確保のため、最高学年である6年生を交通安全リーダーとして選任し、通学路の安全点検、集団登校時の安全確保などに当たらせています。更に年度当初などにPTA会員に通学路の安全点検を依頼し、結果を報告していただいております。

これらの情報をもとに、警察署員、地元区長、交通指導員、町職員を学校に招いて、交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会を各小学校で開催しています。リーダーから指摘された危険箇所について、行政、警察、地元住民、保護者及び学校が情報を共有し、必要に応じて道路管理者への要望や地元としてできる対応を実施しています。

まず、今回の緊急合同点検での危険箇所は何か所かについてであります。各小学校で危険箇所の点検、抽出した結果、成美小学校から9か所、明倫小学校から7か所、足柄小学校から3か所、北郷小学校から7か所、須走小学校から9か所の計35か所の報告がありました。この危険箇所の抽出作業においても、交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会でリーダーから発表された危険箇所を参考にしています。

議員御指摘の児童からの声につきましても、同様のことが語る会で発表されており、道路照明や防犯灯の設置、除雪作業時における業者への具体的な指示という形で、より安心して安全な通学路の実現に向けて生かされています。

次に、調査にはどのような方が立ち会ったのかについてであります。

緊急合同点検は、道路を管理している県沼津土木事務所、町建設課、御殿場警察署、学校及び教育委員会により8月に実施しました。各小学校から報告のあった35か所につきましては、既に区長等からの要望により、関係機関が内容を確認しているもの、工事施工などにより一時的な現象で、業者に直接指導等を行ったものなど、合同点検が必要でない判断されたものを除き、成美小学校1か所、明倫小学校3か所、足柄小学校1か所、北郷小学校3か所、須走小学校4か所の計12か所の対策箇所を抽出し、現地で関係機関と合同で対策メニューの検討をしました。

次に、危険箇所の対応、対策はについてであります。

それぞれの箇所で現在、実施に向けて道路管理者等が調整しているところであります。具体的には、道路にかかる樹木の伐採、外側線の引き直し、交通安全施設の設置など、対策を講じるものです。

次に、通学路の指定方法についてであります。

文部科学省交通安全業務計画に基づき、児童・生徒の通学状況、地域の実情等を考慮し、それぞれの学校で指定しています。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月13日木曜日 午前10時開議

議案第56号から議案第72号までの議案17件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

更に、議会改革調査特別委員会の中間報告を、また、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 1 時19分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	鷹	嶋	邦彦
署	名	議	員	阿	部	司

平成24年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成24年12月13日(第4日)

招集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 12番 鷹嶋 邦彦君 1番 阿部 司君

閉 会 午前11時51分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第56号 町有地の処分について
- 日程第2 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について
- 日程第18 小山町議会改革調査特別委員会の報告について
- 日程第19 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第74号 町道路線の認定について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第56号 町有地の処分について
- 日程第2 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第56号から日程第15 議案第70号までの議案15件を一括議題といたします。

それでは、各常任委員会に付託した議案について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、11月30日、総務建設委員

会に付託されました12議案について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

12月6日午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第56号 町有地の処分については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定について報告いたします。

委員から、小山中学校駅伝部の全国大会への出場に対する助成を、100周年記念事業費の中で執行できないか。県駅伝大会時に100周年と連呼していただいたことを考えると、100周年記念事業費での執行も考えるべきではないか。父兄の皆さんからの御負担もいただいていると聞いているので、できるだけことは行う必要があるのではないのか。との質疑に。

小山中学校駅伝部は、町に、勇気と元気を与えていただきました。100周年記念事業費での執行を予定しております。懸垂幕の作成費用などを支出する予定です。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定について報告します。

委員から、条例を制定するのは良いが、資格者の確保はできているのか。今後要請するのか。との質疑に。

現在、条例に適合する職員を1人配置しています。将来的にも確保できます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、使用料については、かかる経費の額により値上げもやむを得ないが、しかしながら、パークゴルフ場の利用者は年金生活者であり、切り詰めながらパークゴルフを楽しんでいる。そのような中で、500円を900円に上げるのは、いかがなものか。決定経緯を伺いたい。また、値上げについてどのように思っているのか。との質疑に。

御殿場市では、レンタル料も含め800円となっているなどの近隣の状況や、行政コストを加味した中での行財政審議会の答申を尊重し、値上げの額を決定しています。値上げの額は大きなもの

であります。値上げの上限率を規定し、他の使用料も値上げしていますが、財政状況もございまして改正をお願いしているものでございます。との答弁がありました。

委員から、一度に8割も値上げするのではなく、経過措置をとるべきと考えるが。との質疑に。経過措置で8割に抑えています。今後2年間の経過期間の中で再検証し、2年後に見直しを行うことを予定しています。との答弁がありました。

委員から、段階的に上げるべきである。極端ではないか。との質疑に。

コスト計算からは1,312円という額が出ている。値上げ率を8割に抑制し、900円としましたので、御理解をいただきたい。減免規定があるので、その中で対応してまいりたい。との答弁がありました。

委員から、国は、ゴルフ利用税において、70歳以上の方や障害者を非課税としているが、町ではどのように考えているのか。減免対象者を教えてほしい。との質疑に。

65歳以上の方を対象に減免することを検討しています。団体は3人以上を団体とし、50%減免、個人も同様に考えていますが、御意見の趣旨は理解いたしましたので、必要な措置を次の議会で講じます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第62号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、条例第15条第3項の利用料金の減免等の基準の詳細は。との質疑に。

利用料金の上限の中での町長との協議で決定するものですので、協定の中で決めていきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第63号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告いたします。

委員から、固定資産税滞納繰越分2,100万円の増額の理由は。との質疑に。

既に大きな額は収納済みですが、現在の収入状況、収納担当の頑張りを見て増額しました。との答弁がありました。

委員から、上の原共有墓地の用地購入費の100万円の内容は。との質疑に。

上の原共有墓地管理組合から同額の寄附を受け、購入するものです。道路拡張工事に伴う残地を購入するものです。管理については、上の原共有墓地管理組合と管理委託契約を締結し、管理を委託するものです。との答弁がありました。

委員から、基金管理費3,337万8,000円の内容は。との質疑に。

町有地の売払い額及び100周年寄附金の一部を積み立てるものです。との答弁がありました。

委員から、公共土木施設災害復旧費1,651万4,000円の内容は。との質疑に。

原向中日向線災害復旧工事等の契約額に合わせて減額するものです。用地費210万円の増額は、県の須川河川改修にあわせて原向中日向線用地を買収するものです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成24年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、損益勘定留保資金の残額は幾らとなるのか。との質疑に。

0円となります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました12議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、処分する町有地の確認のための現地視察と、工事内容の確認のための町道2076号線の現地視察を実施しましたことも併せて御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） おはようございます。ただいまから、11月30日、文教厚生委員会に付託されました4議案について、審議の経過と結果について御報告します。

12月7日午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について報告します。

委員から、条例第5条に、町民の情報提供の努力規定を規定してあるが、それ以前の問題として、本条例の公布について、町はどのようにして町民に広報していくのか。との質疑に。

広報おやま等を利用し広報することを考えていますが、町外者も対象となることから、町ホームページも利用することを考えています。との答弁がありました。

委員から、条例第11条に、寄附の申し出の規定に、「別に定める要件」とあるが、具体的な要件とは何か。との質疑に。

取扱要綱で規定していますが、家屋については、「一部の軽量鉄骨造も含まれますが、木造建築物であること」、「小山町に寄附ができること」、「借地上に建っている建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、小山町へ寄附をすることができること」、「建物に、物件又は賃借権が設定されていないこと」、「建物の所有者が町税を完納していること」、土地については、「小山町に寄附ができること」、「土地に物件又は賃借権が設定されていないこと」、「寄附後の維持管理に支障をきたすおそれがないこと」、「寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと」、「維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの」、「土地の所有者が町税を完納していること」、「公共用地としての利用価値があること」を要件としています。との答弁がありました。

委員から、条例第13条に、町の命令に基づく措置を講じないときに、「公表することができる」と規定してあるが、その公表方法は。との質疑に。

広報おやまや町ホームページ等を考えていますが、なるべく、そのようなことにならないように努力していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、建物の寄附を受けると、当該建物は危険空き家であるので、町が建物の取り壊し費用を負担することになるが、それで良しとするのか。との質疑に。

本条例は、危険空き家に対するものであり、危険空き家を撤去し、近隣住民の安全、安心を確保するという趣旨でありますので、御理解いただきたい。との答弁がありました。

委員から、独居老人や危険箇所に住んでいる方などが本条例で対象となる建物等に住めるようにする考えはないか。との質疑に。

危険空き家に対するものなので、当該建物への新たな居住は考えていない。都市整備課で空き家情報バンク事業を実施しているので、その事業での対応となるものと考えます。との答弁がありました。

委員から、命令に従わない者に対する罰則規定を設けるべきではないか。との質疑に。

建築基準法第10条の保安上危険な建築物等に対する措置規定で、著しく保安上危険なものに対する除去等の措置を命ずることができることとされ、同法第99条の罰則規定で措置命令に違反した者に対する罰則が規定されているので、同法の罰則規定で対応することになると考えています。との答弁がありました。

委員から、条例第2条の空き家等の定義に、「常時無人の状態」とあるが、別荘については、本条例が適用となるのか。との質疑に。

別荘に対しても、本条例を根拠として、所有者等に働きかけたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町には地域担当職員制度があるが、当該職員に地域を小まめに見てもらい、危険空き家の発見に努めることを考えているのか。との質疑に。

地域担当職員制度を所管している政策秘書課に申し伝えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第7号)について報告します。

委員から、子どものための手当費の1,250万5,000円の減額の要因は何か。との質疑に。

対象児童数の減少によるもので、当初予算と比較すると延べ4,740人、月当たり400人程度の減少を見込んだものです。との答弁がありました。

委員から、生活習慣病予防費の保健事業490万円の事業内容を説明していただきたい。との質疑に。

基本健康診査やがん検診などの受診者数の増加に対応する費用です。との答弁がありました。

委員から、就学援助費の理振法備品の理振法の正式名称及び学校給食費扶助の内容は何か。との質疑に。

理振法とは、「理科教育振興法」の略称です。学校給食費扶助は、要保護及び準要保護児童生徒、つまり経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する扶助で、対象者数の増加及び東日本大震災被災児童分の増加によるものです。との答弁がありました。

委員から、東日本大震災の被災児童数は。との質疑に。

1人です。との答弁がありました。

委員から、今年度の乳がん検診のとき、女性の看護師に対応していただいていた。受診者数にも影響すると思われるので、来年度以降も女性の看護師での対応を願いたい。検討しているのか。との質疑に。

その旨を検診病院に伝えます。との答弁がありました。

委員から、敬老会費の11万1,000円の減額の理由は。との質疑に。

米寿等の方への敬老祝金と模範老人等の方への記念品の贈呈の実績による減額です。との答弁がありました。

委員から、消防施設費の修繕料55万円の内容は。との質疑に。

須走の富士浅間神社の境内にある消火栓の修繕です。富士浅間神社は国の史跡に指定されまして、様々な制約の中での修繕となり、特別な物を設置する必要があり、地元から費用をいただきながら修繕するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について報告します。

委員から、今回基金を取り崩しているが、取り崩し後の基金残高の額はいかほどか。また、基金の目標額はいかほどか。との質疑に。

取り崩し後の残高は2億5,839万494円であり、基金目標額は保険給付費の30%、つまり4億2,820万5,943円となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)について報告します。

委員から、第5期の初年度であるが、介護保険の現状は。との質疑に。

ほぼ見通し通りですが、居宅サービス利用者が多くなってきています。御殿場市に設置された施設の利用者も予想の範囲内ですが、請求が出そろっていないので、もう少し立ちますと予想できます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、明倫小学校の民族資料整理事業及び須走の富士浅間神社の現地視察を実施しましたことも報告をいたします。

以上です。

○議長(真田 勝君) 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第56号 町有地の処分についてを議題といたします。

本事件に直接の利害関係があることから、地方自治法第117条の規定によって、湯山鉄夫君の退場を求めます。

(湯山鉄夫君退場)

○議長(真田 勝君) 総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

湯山鉄夫君の入場を許可します。

(湯山鉄夫君入場)

○議長（真田 勝君） 日程第2 議案第57号 小山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 小山町金太郎元気基金条例の制定についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 小山町が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第7 議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番(高畑博行君) 私は、議案第62号 小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

私は、本条例案に示された各施設の利用料について、条例改正資料である新旧対照表で新旧料金を全て検証してみました。すると、多くの場合、旧来の利用料から約1.2倍前後の値上げで済んでいる中で、突出して大幅な値上げのケースがあります。

例えば、パークゴルフ場の一般個人利用料が500円から900円になり、1.8倍の値上げ。須走地区・足柄地区・北郷地区のコミセンの研修室・和室の使用料が1.75倍の値上げ。総合文化会館の多目的ホールの平日の午前利用料が1.87倍、大ホールの平日午前の使用料が1.68倍の値上げ。道場や弓道場の夜間使用料が1.63倍の値上げ。総合体育館アリーナの午後の時間帯の使用料が1.56倍の値上げ。多目的広場の団体利用で午後の時間帯が1.5倍の値上げなどが1.5倍以上の主なものです。

所管の総務建設委員会での議論を私も傍聴させていただきました。議論の中では、パークゴルフ場の利用料について、高齢者に対する配慮から減免措置も講じるという当局答弁もありました。しかし、パークゴルフ場以外にも、今述べたような大幅な値上げが目白押しです。

町財政が逼迫する中で、行財政改革審議会の答申を受けての今回の値上げの条例改正案であるわけですが、1.5倍以上の1.7倍や1.8倍の値上げというのは、余りにも町民などの利用者に高負担を強いるものだと考えます。

私は、単純に利用料だけ上げれば良いというものではないと思います。例を挙げると、総合体育館の利用です。ある団体がアリーナを半日、しかも半面だけ毎週休日に専有してしまうと、午前・午後アリーナを全て借りたい団体があっても無理です。利用料を効果的に得るという点から考えると、貸し出しの組み合わせやシステムそのものの見直しを研究していくことで、高収益につながるわけで、単純な値上げだけでなく、そのような運用上の改善も図っていく必要があるように思います。

私は、全て値上げ反対などという態度はとりません。しかし、今回の値上げ案の中には、大幅な値上げ箇所が何か所もあることから、賛成するわけにはいきません。

以上で討論を終わります。

○議長(真田 勝君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○10番（池谷洋子君） 反対討論をいたします。

私は、議案第62号の小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例についての中の、高畑議員も先ほどおっしゃいました、パークゴルフ場使用料ですけれども、500円が900円という、約倍に値上がりします。2年後見直しということですが、ある程度お年の方は、自分の都合の良い時間にパークゴルフ場に行かれます。どうしてその利用時間での金額を設定できなかったのか。また、午前とか午後の、そういう利用区分で金額が設定できなかったのか。更に団体3人だと減免措置があるという委員長のお話でしたけれども、やはり中には1人、2人で行く方も多いと思います。

よって、パークゴルフ場使用料を500円から900円にという大幅な値上げには反対いたします。
以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第14 議案第69号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第70号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について

○議長（真田 勝君） 日程第16 議案第71号及び日程第17 議案第72号の議案2件を一括議題といたします。

それでは、総務建設委員会に付託した議案について、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） ただいまから、11月30日、総務建設委員会に付託されました2議案について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

12月6日午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、更に12月10日午前10時から会議室において、公の施設の指定管理者選定委員会委員長を参考人とし、当局から副町長、関係部課長及び副参事の立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、選定委員会での選定状況は。との質疑に。

10月22日に町長より、指定管理者の募集要項の審査依頼があり、11月7日に委員7名で申請要項内容の審査をしました。このときに、担当課から道の駅の竣工時からテナントとして地場製品の販売を行っている株式会社ふじおやまを指定管理者とすることについて、地域住民と密接に連携し、自主事業を自らの提案で実施することで、地域の活性化と施設利用の効果的な運営が期待できるということで、要項の審査をいたしました。

11月21日に町長より、株式会社ふじおやまを選定することについての審査依頼があり、11月26日に委員8名で選定審査を行いました。このときは、株式会社ふじおやまのヒアリングも行いました。

株式会社ふじおやまからは、今後も地域活性化に貢献するとともに、総括責任者の配置、レジの一元化により顧客サービスの充実、株式売却の対象者の拡大、季節毎のイベントの実施計画、地域住民の雇用等を積極的に行う等の説明がありました。委員からは、現テナントの位置付けと方針、テナント料、株式の購入者の拡大についての質問が出され、それぞれ回答がありました。

平成24年11月27日付けの文章で、町長に対して道の駅の指定管理者の選定については、書面審査とヒアリングの内容について、当該施設における管理運営上の経営方針、サービス向上、地域との連携、他の町内施設との連携、将来展望、当初予算等を審査基準として審査した結果、この団体の提案については優れているという理由で報告しました。との答弁がありました。

委員から、審査の際、運営に関する従業員数は適正か否かの判断をしたのか。町の監査委員の

監査を行うことができるのか。決算時に利益が計上された場合は、株主配当はできるのか。株の増資計画は。施設修繕費の責任負担の考え方は。との質疑に。

従業員数については社員を2名、パート社員を2名増員し、計42名で運営するとのことなので、適正と判断しました。

監査については、町の監査委員が監査することができます。明確に協定の中に盛り込みます。

株主配当については、会社側の判断となりますが、今回の指定管理に当たって町の活性化、地域住民への還元をうたっていますので、そのあたりを十分配慮して会社が判断していくものと思われる。

株については、株の取得の制限を一般町民にも取得できるように制限範囲を拡大しています。増資計画についてはあるとのこと。増資する株数は今後の株主総会を経て決まってくると思います。

施設修繕費については、50万円以上が町の責任という考え方はあるが、協定書の中で規定していきます。との答弁がありました。

委員から、株式会社ふじおやまは売上を伸ばす努力をしていただける会社なのか。との質疑に。

今後の取り組みとして、レジの統一化、利用者の利便を図る、地場産品の野菜をメインに売り出す、例えばレストランに地場産品を使っただけなどの提案もあります。更に、自主事業として、毎月イベントを計画しているとのこと。との答弁がありました。

委員から、原則論から言えば、今までテナントで入っていた地元業者が指定管理者になることは悪いことだと思っていない。しかし、議会としては道の駅は地域振興センターであるので、地区農家で構成されている農産物出荷組合を守らなければならない。条例改正され、開館時間及び閉館時間が変更されたが、新鮮な野菜を供給するためには、現在の時間以外では大変困難なものがある。開館時間についてはどう考えているのか。

農産物出荷組合の農家には、売上の12%が経費として天引きされた額が支払われている。現在の天引き割合12%以上の割合にならないことを農家に保障しなければいけない。単に管理している者が、町から指定管理者に代わっただけだと農家は理解している。農家を守るという意味でも、天引き割合の上限を確約すべきである。との質疑に。

時間については、協定書の中で定めます。地場産品への配慮はしていただけるものだと思います。

天引き割合については、協定書に天引き割合の上限を明記することは、商法の営業裁量権に抵触するおそれがあり、明記できませんが、指定申請書に「売上の12%を上限として納入してもらうことを踏襲します」との明記がありますので、現在の12%という上限を守っていただけると考えています。との答弁がありました。

委員から、選定委員会の委員構成とヒアリング時の審査内容を教えてほしい。売上目標と、それが達成できないときの町の対応は。との質疑に。

選定委員会は、副町長を委員長として、民間人2人、役場職員5人の計8人で構成しています。主な議論の内容ですが、ヒアリング時に、農産物出荷組合は一般納入者として位置付ける。農産物出荷組合の12%については配慮する。財務状況が良いので、農産物出荷組合へ充分配慮する。株主の開放は町民に対して開放する。会社組織として役員への報酬は必要である。各テナントの販売員等を一括雇用するなどでした。

売上目標としては、4億円以上を設定しましたが、申請書には平成25年度5億円を超える額が記載されています。もし達成できないときは、指定管理期間である3年後に排除されることが考えられます。との答弁がありました。

委員から、株の増資時の割当先について、具体的に明示されたのか。との質疑に。

ありませんでした。との答弁がありました。

委員から、農産物出荷組合員の農家への支払い割合は、従前の88%が保障されているのか。との質疑に。

農家への支払い割合は、従前と変わりません。との答弁がありました。

委員から、農産物出荷組合員は、栽培記録の管理、価格の決定、事故のときの対応等について、御殿場農協を心のよりどころとしている。これについては従来どおりと考えて良いのか。との質疑に。

出荷組合の事務局を御殿場農協が行っていくことは、確認してあります。との答弁がありました。

委員から、株式会社ふじおやまも承知しているのか。との質疑に。

承知しています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、委員から、委員長に対して、「出荷組合においては、今までどおり、これを堅持することを確約された。」という理解でよろしいですね。との確認に対して、委員長が当局に確認したところ、「よろしいです。」との答弁がありました。

その後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について報告します。

委員から、公募をしないことの理由づけとして、地元優先とした雇用、物品購入、商工業者の連携など、効率的運営がされている。また、適切な管理運営に様々な企画の実施が期待されると判断されましたが、評価された具体的な内容は。との質疑に。

評価した主なものとしては、第1に指定申請書の活動理念に、「時代に合った多様な町民ニーズに応える柔軟なサービスを提供し、町内の雇用確保を最優先し、地域経済の発展と地域の活性化に貢献する」、「業務を通じて得た利益の一部は、地域社会の発展のために積極的に地域に還元する」とあったこと。第2に、自主事業計画の中で、物品購入、商工業者等の連携として、地元で収穫された野菜を中心に積極的に販売するイベントを検討していること。第3に、自主事業とし

て、町内老人会に働きかけ、パークゴルフと温泉ツアーの企画、利用料の割引をし、お得感をアピールした回数券の発行、NPO法人体育協会の協力を得て、温泉施設でできるストレッチ講座の開催、温泉独自のホームページの立ち上げなど、多彩な事業を計画していることでもあります。以上のことから、事業効果が相当程度期待できると判断しました。との答弁がありました。

委員から、申請会社の定款には、指定管理設置条例による設置目的の精神は生かされているのか。との質疑に。

定款には、設置目的の文言は具体的な明記はありませんが、定款の、公共並びに民間施設の運営及び利用に関する受託業務、地域活性化事業、各種イベントの企画及び運営に関する事業などがあり、条例の設置目的を包含しているものと考えています。との答弁がありました。

委員から、申請書の収支試算表の人件費比率、広告宣伝費比率、燃料費比率、光熱水費比率はどのように計上されているか。との質疑に。

平成25年度については、人件費比率は32.9%、広告宣伝費比率は1.3%、燃料費比率20.2%、光熱水費比率12.8%となっています。との答弁がありました。

委員から、利用料5%の根拠は。との質疑に。

指定管理者申請要項で、年度毎の施設利用料として利用料収入額の6%相当額と、対価を得て物品の販売、役務の提供等の事業を行ったときは、売上の5%を町に納付するように定めています。近隣の市町を見ると、御殿場温泉が6%、裾野市のヘルシーパークは指定管理者に指定管理料として平成23年度は3,000万円を支払っています。今回の利用料の6%とした根拠については、いこいの家がオープンした翌年度の平成17年度からの収支の差の平均及び露天風呂、休憩室等の増築をし、現在の状態になった平成23年度の収支額により算定いたしました。との答弁がありました。

委員から、現在、飲食物の持ち込みを許可していないが、利用者の楽しみがあるので、持ち込みを許可していく考えはないのか。との質疑に。

指定申請書に、「持ち込み禁止を解除する」との記載があります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました2議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（真田 勝君） 以上で、総務建設委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 議案第71号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

○3番（池谷 弘君） 道の駅「ふじおやま」の指定管理者の指定について、以下、2件について

検討されたのか、委員長にお伺いいたします。

総括責任者があるということなんですけれども、その役割について。

また、2点目といたしまして、レジの一元化について。レジの有効活用を行うために、現在の農産物出荷組合のレジは、農産物出荷組合用として利用するお話があったのかどうか。

以上、2点をお伺いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（米山千晴君） 池谷弘議員の御質問です。

1点目、総括責任者の件でございますが、委員会の中で、これ以上の議論はありません。

2点目のレジの一元化でございますけれども、今私が委員長報告で述べたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの指定管理者の指定について、委員長に質問をさせていただきます。

農産物出荷組合の農家の売上の12%という中に、その内訳が町に5%、農協に、パートの賃金補助まで入れて6%、それから組合員親睦費が1%というふうになっていると思うんですけれども、その点についても、12%で良いということですが、それについても確認をされたのかどうか、そのように理解をして良いのかお伺いをいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（米山千晴君） 鷹嶋議員からの御質問の、農産物出荷組合の12%の内訳でございますが、従前どおりと、このように解釈しております。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○12番（鷹嶋邦彦君） 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について、委員長に伺います。

公募をしないこと理由として、その中の一つとして、町内の雇用確保を最優先にというような報告がありましたけれども、今年、今の会社に移行して、シルバー人材センターの人達が職がなくなって困っているというような話をちょっと聞いているんですけども、その町内の雇用確保を最優先にという、その意味の中には、シルバーも含めて町内の雇用という意味になっているのかどうか。その辺の話し合いがされたのかどうか。それが1点です。

それから、もう一つ、指定申請書に持ち込み禁止を解除するという記載があるということですが、いわゆる指定管理者制度が発足する4月の前に、その持ち込み禁止解除ということを利用者に周知させる必要があると思うんですけども、それをどのような方法で周知させるのか、その辺の質疑があったのかどうか、それを伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（米山千晴君） 鷹嶋議員の質問、1点目ですが、私がこの報告書の中で発表しているもの以外には、何もございません。

2点目について、こちらも同様でございます。私はこの中で持ち込みを解除すると記載してありますので、そのようにされると、このように思っております。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 小山町議会改革調査特別委員会の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第18 小山町議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会改革調査特別委員会委員長から報告を求めます。議会改革調査特別委員会委員長 梶繁美君。

○議会改革調査特別委員会委員長（梶 繁美君） ただいまから議会改革調査特別委員会に付託さ

れております議会改革について、早期に実施すべきとした事項の経過と結果について、御報告申し上げます。要するに、一部の報告でございます。

平成24年3月議会において、議会改革調査特別委員会を設置し、以来9回に亘り議会改革調査特別委員会を開催するとともに、分科会も2回開催し、調査、研究を行いました。

議会の機能を充実するために、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方について調査、研究を引き続き行っておりますが、実施可能なものから実施すべきとの趣旨から、次に掲げる6つの事項について結論を得たので、報告するものでございます。

1つ目は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例を制定する。

2つ目は、内容説明・補足説明と同時に質疑・討論が行われるもの以外の議案については、当該議案に対する質疑及び討論は、原則、事前通告するものとする。

3つ目は、議会全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定する協議等の場として位置付ける。なお、全員協議会は、本会議と同様に傍聴できるものとする。

4つ目は、会派規程を制定する。

5つ目は、政務活動費の交付に関する条例等を制定する。

6つ目は、一般質問については、一問一答方式を導入するとともに、町長の反問権を導入する。

以上の6つの事項であります。

目標実施時期につきましては、平成25年4月と考えておりますが、一般質問の一問一答方式の導入につきましては、議場改修が必要であることから、改修終了後とするものであります。

なお、本日報告以外の事項につきましては、引き続き調査、研究を継続するものであります。

以上で、議会改革調査特別委員会に付託されました議会改革について、早期に実施すべきとした事項の経過と結果についての委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 以上で、議会改革調査特別委員会委員長の報告は終了しました。

それでは、委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、これを行うことに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり、これを行うことと決定しました。

日程第19 議員の派遣について

○議長（真田 勝君） 日程第19 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり、12月20日、富士宮市で開催されます富士山

ネットワーク正副議長会に副議長、1月24日、清水町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員、1月28日、静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会に副議長、2月5日、南伊豆町で行う行政視察に全議員、2月8日、長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第121条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第74号 町道路線の認定についての追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第74号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1 町長提案説明

○議長(真田 勝君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第74号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、議案第74号 町道路線の認定についての1件であります。

今回認定いたします路線は、大御神地内の町道3984号線の1路線であります。

道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました1議案につきましての提案説明を終わります。なお、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

追加日程第2 議案第74号 町道路線の認定について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 議案第74号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第74号 町道路線の認定についてであります。

今回、町道認定をお願いするのは、大御神地内に建設が予定されている新東名高速道路の（仮称）小山パーキングエリア及びスマートインターチェンジに接続する町道3984号線であります。

道路幅員は7メートルから33メートルで、延長は138.5メートルであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成24年第6回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時51分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 阿 部 司